

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和元年度光市水道事業決算見込みについて

説 明：福島水道事業管理者 ～資料なし

質 疑

○土橋委員

光市役所はなんでもかんでもコロナの影響で減少というか、減っていつているわけですが、給水量というのはどのような経過をたどっているかをまず聞いてみたいと思います。

○宮崎水道局次長兼業務課長

このコロナ禍で申し上げさせていただきますと、今年度に入りまして4月の需要につきましては前年並みであったわけでございますけれども、この5月におきまして、既に6万5,000m³の減少という結果となっております。これがどこまで続くのかなということで懸念はしているところでございますが、金額にして約800万円程度の減収という形になっております。

今日の新聞にも載っておりますけれども、鉄鋼の生産という関係で、粗鋼生産量が大体今まで1億トンだったのが20%減少というようなことも新聞に載っております、日本製鉄に与える影響というものがちょっと心配になっております。

以上でございます。

○土橋委員

福島水道局長につかぬことをお伺いをするんですけども、光市に生活困窮世帯と言われるような世帯がどのぐらいおるかというのは、これは局長のことですから先刻御承知のことと思います。

私は見ているのは、実は国民健康保険の所得階層別の世帯数を見よるんですけども、これわかりやすいと思うから、そういうふうなこと言うんですけども、大体国保加入世帯というのが7,000弱の世帯が国保の世帯なんです。そのうち56.7%が2割減免、5割減免、7割減免というような状況なんです。

私、聞いたことあるんですけども、正直言ってちょっと考えが及ばなかった部分もあったんですけども、風呂に入ることも計算に入れて水道水を使わなきゃならないというような人たちもいるんだということを分かっていたきたいわけでありましてけれども、7割減免というと8万円ぐらい、1か月に8万円ぐらいで生活をするというような世帯であります。

今言ったのは国民健康保険だけの問題ですけども、しかし、国保は今の話には非常に当てはまるものだと思って言っているわけでありましてけれども、せめて生活困窮者には水道料金の減免というようなものが考えられないだろうか。それこそコロナが落ち着くまでとかいうようなことを思うわけでありましてけれども、もちろん水道局のほ

うもそれなりのことはお考えだろうとは思っておりますけども、現状検討の余地があるかどうか、ちょっとお聞きをしてみたいと。

○福島水道事業管理者

生活困窮者の関係については、把握はいたしておりません。水道事業における水道料金は要するに福祉料金ではないわけでございます。生活困窮者については、生活保護等の措置がございますので、その辺での対応をお願いをしたいということでございます。水道を使用して、支払いができない場合には停止をするという形で今日まで来ております。このコロナ禍の関係の部分についてお尋ねでございますが、所管のほうでお答えしますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○宮崎水道局次長兼業務課長

今、土橋委員さんの実情を聞いて、なかなか答えづらいんですけども、水道料金の減免について、今のところは実施する予定はございません。

現在、水道局におきましては、このコロナ禍に対応するために、離職や減収で水道料金のお支払いにお困りの方については、相談窓口を設けまして対応させていただいているところでございます。今のところ8件の方の御相談をいただいております、1件の方が自営業の方、残りの7件が個人の方でございます。

水道料金の徴収につきましては、納期から3か月を超えた場合について停水をさせていただいております。8件のうち6件の方はこのお話をさせていただいて、じゃあ3か月以内に払いましょうということで御理解をいただいたところでございます。実際にこの6件のうちの4件は、既にお支払いをいただいているという状況でございます。その他の8件のうちの2件の方は、納期から3か月をたってもなかなかコロナの関係でお支払いが難しいということで、現在停水の期限につきまして猶予しております、個別にお支払いについての御相談をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○土橋委員

島田川というのは、島田川から水を取っているんですね。これは母なる川ということで、島田川というのはみんなの、光市民の宝としてあるわけでありましてけれども、それと工業用水の関係も金が入って来るといような状況であるなら、市役所内部のことは、私は分かりませんが、でも公営企業だからといようなものがあるんなら、それはそれとして本庁のほうにどんなもんだろうかといふうなことで相談をするというぐらいの選択肢は残してもらいたいわけでありましてけれども、いかがでしょうか。

○宮崎水道局次長兼業務課長

確かに委員が言われますように、島田川というのは光市の財産でございます、皆さんに広く享受していただきたいという思いはございますけれども、公営がつかましても、やはり企業でございます、水道局としてコロナ禍にある今一番何をやらなけ

ればいけないかにつきましては、やはり手洗い、うがい、トイレ等の公衆衛生、さらにはライフライン、そして生産活動に欠かすことのできない安全な水を安定して供給し続ける、途切れることなくお届けするということが今一番やらなければいけないことだろうと思います。

御承知のとおり、水道料金というのは、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための貴重な財源でございます。先ほども言いましたように、今年に入りまして需要のほうも低下しておりまして、事業の経営実態のほうも懸念される状況の中におきまして、今のところ御相談という形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) その他(所管事務調査)

①報告 令和元年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは、すみませんが、何点か。一般質問の続きというのものもあるんですが、まず、虹ヶ浜にある病院跡地のことについてちょっとお聞きしたいんですけど、今どんな状況でしょうか、よろしくお願いします。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

おはようございます。旧光総合病院の状況でございますが、建物といたしましては、現在、旧病院そのままでございます。中の什器類につきましては、ほぼ撤去というか、整理が済んでいる状況でございます。現状は、警備としまして、機械警備を入れております。火災報知器とも連動させておりますので、火災の対策も行っております。外灯も現在可能な限り生かしております。一部故障しているものがありますが、御迷惑をおかけしますが、現状のままとさせていただいております。

あと建物についてですが、今年度、解体の設計を行う予定にしております。併せて地歴の調査、土壌汚染調査を予定しております。

建物のない駐車場等につきましては、先行して売却を予定しており、境界確認や不動産鑑定を行う予定としております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。そういうふうな予定をされているということなので、その都度、いろいろありましたらまた御報告をお願いしたいと思っておりますが、変な話ですけど、あす

この場所の用途地域等、例えばマンションが建つんかどうかというのがもし分かりましたら教えてください。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

旧病院の土地でございますが、都市計画法上の用途につきましては、第一種住居地域でございます。住宅やマンション3,000m²までの店舗、事務所、ホテル等の建設が可能でございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。いろいろな選択肢があると思いますので、またよろしく申し上げます。

病院ってちょっと大きいんですけど、普通の人に住んでいる家というのが、やっぱり人が住まなくなると傷みやすくなるというふうにはちょっとよく言われるんです。いつまでも放っておくわけにはいかないと思いますので、それと、あと周りに公営住宅もあるので、総合的に開発するべきではと思っておるんですが、その辺りいかがでしょうか。建設部との絡みとか横のつながりとかというのが、今話し合いの中であるのかどうか、ちょっと教えていただけないかと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

光駅周辺の計画になりますので、当然建設部とも情報の交換をしております。

以上です。

○萬谷委員

具体的には全然、全然というか、しゃべれる程度はないという感じで、一応横のつながりはありますよというふうな認識でよろしいですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

現状では、そういう認識でございます。

以上です。

○萬谷委員

分かりました。また話が進みましたらよろしく申し上げます。

あと医師の確保の問題なんですけど、いろいろと独立される先生がおったとかというのも話も聞きますし、でも、退職される、開業医を選ぶか、勤務医を選ぶかというのは、御本人の職業選択の自由ですので、その辺は特に言いませんけれども、いなくなったことに対して、山大の医学部はいなくなったんだからすぐに補充をしようというふうな優先的な考慮をしてくれるという考え方はあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

医師の異動の件についてですけれども、両公立病院は山大の系列になっています。医師が退職する場合には、まず、大学の医局のほうに相談にいかれます。大学のほうは、退職時と合わせて、基本的には代替要員というか派遣をされるように感じています。

○小田大和総合病院事務部長

大和総合病院に関しましても、山口大学のほうから派遣をして頂いておりますので、新たに開業された先生方の後任につきましては、補充をしていただくようにはお願いをしております。この3月末に副院長が開業ということで退職されたことに関しましては、常勤医をお願いしてございましたけれども、難しいということで、非常勤にて週に2回ほど外来に来ていただいているような状況です。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。これは、慢性的なことなので、すぐには解決しないと思いますけれども、ぜひまたちょっといろいろ考えていきたいと思いますということで、でも、働きやすい環境整備とか待遇とかというの、光総合病院に限ってはちょっと新しくなっているので、ぜひここで働きたいというお医者さんを連れてきていただければと思っています。簡単にはいかないと思いますけれども、さまざま一般質問でも言いましたけれども、予定していた部署が今ない部署もありますし、しっかりその辺取り組んでいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○土橋委員

前もってお願いをしとったと思うんですけれども、あれは全体として、どのぐらいの患者さんが減ったかというのをお尋ねしましたけれども、診療科で、例えば、患者さんとの距離が近いような歯科だとか、眼科だとか、ほかでも近いっちゃあ近いんでしょうけれども、昨年と比べてどのぐらいの受診控えというか、数字的にはどのぐらいになっているのでしょうか。

○川崎病院局経営企画課長

それでは、ただいま御質問のありました、まず歯科についてですが、歯科は、大和総合病院のほうにございますので、3月が去年は外来のほうは875人から、今年737人で138人の減になります。4月が736人から645人で91人の減、5月が733人で、今年が532人で201人の減となります。

そして、眼科ということでしたので、常勤のほうの医師がおります光総合病院の眼科で報告させていただきますと、3月が1,218人から1,185人、33人の減です。4月が1,355人から1,230人、125人の減です。5月が1,095人から1,053人、42人の減になっております。

以上でございます。

○土橋委員

私の勝手じゃありますけども、私が思っちょったんと、眼科なんていうのはもっとあるのかなと思って心配はしちよったんですけれども、分かりました。

それと、これも一般質問のときにちょっと申し上げたと思うんですけども、加藤厚労大臣が、今までは、病院の再編・統合については、今までどおりに進めていくというような考えを述べておったわけでありまして、6月5日の記者会見で、9月末までの結論、取りまとめの先送りを容認する考え方を示しました。その理由の一つとしては、これから地域の医療構想を考えると、感染症への対応をどのようにしていくのかというような問題があるからだというようなことでもございましたけれども、私はこの問題で12月議会でも、再編・統合の問題を取り上げましたけれども、市川市長も桑田管理者も病院を守るというふうに力強い決意をされたのを覚えておりますが、その後、どのような経過をたどっているのか、さっぱり分からないので発表してください。

○西村病院局管理部長

それでは、土橋委員が一般質問された12月以降の経過ということでございますので、それ以降について、今までの流れをちょっと御説明したいと思います。

昨年9月でございますけれども、厚生労働省、再編・統合の検討が必要な病院ということで病院名を公表いたしました。その中に、光、大和両病院が含まれていたわけでございます。本年1月17日、公立・公的医療機関等の具体的な対応方針の再検証についてという通知を厚生労働省が発出しております。再検証の対象となったのはA、B2つの基準がございまして、Aは急性期医療に関する9項目の診療実績が全て下位33.3%に属する医療機関、Bは急性期医療に関する6項目について、類似の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、お互いの所在地が車で20分程度の距離に近接している医療機関というふうになっております。大和総合病院においてはAとB両方に該当し、光総合病院についてはBに該当ということになっております。

再検証の対象となった病院については、公立・公的等でなければ果たせない役割を地域で果たしているのか、その機能を改めて検証し、必要に応じて機能分化やダウンサイジングを含めた再編・統合を検討してほしいというものでございます。

これを受けて本年1月30日に、周南医療圏の地域医療構想調整会議が開催されました。今申し上げた国の通知についての説明はありましたが、民間のデータ、また具体的な再検証の手順や方法、スケジュール等については、調整中ということで、まだ示されておられません。

その後、厚生労働省は、3月4日に具体的な対応方針の再検証の期限についてという通知を発出しております。その内容は、2019年度中とされた見直しの期限に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政府として一定期間はイベント等について中止、延期の対応を要請していることと歩調を合わせつつ、厚生労働省において、改めて整理の上通知をするという通知をしており、事実上の期限延長というふうになっております。

こうしたことから、地域医療構想調整会議、1月に開催された後は一度も開催されておらず、実質停止状態というふうになっております。

以上でございます。

○土橋委員

そうすると、結論じみたことをいいますと、誰が決めるんですか。再編・統合については、お上のほうからこうせいということだけですか。

○西村病院局管理部長

国からの通知は、それぞれの病院が考えてもう一回再検証しろということですが、その再検証の内容については、地域医療構想調整会議、この会議の中で説明をして、その会議で合意を得ることが必要というふうにされております。

○土橋委員

いや、その調整会議なるものが、そんなに権限があるんですか。だって、調整会議は誰が出るんじゃないか忘れたけども、少なくとも、全国知事会、あるいは全国市長会等については、いやだめだよと、ええ加減にしてくれと、地域の実情なんか全く無視されちよるじゃないかと言われているわけでしょう。そういう人が調整会議に出るわけでしょう。じゃないんですか。いやいや調整会議に出るんでしょう。調整会議のメンバーどういうメンバーですか。

○西村病院局管理部長

調整会議のメンバーでございますけれども、周南医療圏各市の医師会長、薬剤師会長、歯科医師会長、また県の看護協会や病院協会、それや公的・公的病院の院長や事務長、また、一部の医療機関の院長や、また事務長、また各市の福祉医療担当部長などがメンバーでございます。

○土橋委員

さっき言われたように、調整会議はそやから2遍ぐらいやられたということなんでしようけども、その調整会議に出ている人たちは、基本的には、おらがまちの病院は、お上のあれこれは聞かないよみたいなところがあると思うんやけども、そういう人たちが出て、スクラム組んだところで何か効果があるんですか。西村管理部長はそこに出られるわけですか。

○西村病院局管理部長

出席しております。

○土橋委員

そうすると、いや、歯がゆいから聞きよるんやけど、2つの病院は守るというふうに、市長も管理者も言われたんですけれども、どうやって守ろうとかという手だてを

教えてもらえんですか。

○桑田病院事業管理者

守るということに対して、病院を存続させるという意味でよろしいですか。先ほど委員のおっしゃったように、今のメンバー自体が、医師会、いわゆるこの地域医療を担っている人が出るということです。基本的にそのメンバーの中で決めるというのが大前提なんです。ですから、その中で、いろんな病院のほうからも、いろんな話が出てくると思いますが、最終的にそのメンバーの中で決めていくということになると思います。

ですから、問題は、再編するとか統合するとかいうことを、そのメンバーの中で決めていくんですけど、それに対しての、例えば目標というものはまだ明確にされていない。だから、その中でそのまま病院を再編するということに関してとか、それから、統合するということに関しては、それはもう病院としては、大和にしても、光総合病院にしても、それでできないということは前面に出してまいりますけども、何らかの結果を出せということになった場合に、まずは急性期の病床をどういうふうにするかということ、各病院である程度考えていく必要があるかと思っています。

全くうちの病院、今までどおりですよということでは、なかなか収まりがつかないところがあるかなと思いますんで、特に急性期病床を今後どういうふうにしていくかという方針を立てて進めていく必要があるかと思っています。

○土橋委員

最初のときには、同じような病院が車で何分がどうのこうのというような話がありましたけども、それから、さっきの話は、その後、新たにAだBだというんで話が出たと。最初の10分でどうのこうのというような話は、それは、なくなったわけ。

○西村病院局管理部長

9月に公表したときも、AとBというのがありまして、それを改めて通知の中で示したということですから、内容は一緒でございます。

○土橋委員

それと、再編・統合についてはいろいろ問題があると言っておられるんですが、あなた方、市長や管理者を信用してないわけじゃないんですが、お2人の思いをどこでどういうふうに主張されていくのか、いつているのか、わしは頑張るでというだけじゃ、聞いちゃうほうがどうもしゃんとせんから、もう一遍言うけども、言葉がちょっと辛辣じゃけども、再編・統合を阻止するためには、お2人の思いは主張できる場というのはどこですか。

○西村病院局管理部長

市長であれば、自治体病院開設者協議会の常任理事になっておりますので、その会議の中で要望書というのを関係省庁や国会議員のほうに提出をしております。その内容についてちょっと触れさせていただきますけれども、要望書のはじめにというところ

ろの中からちょっと引用させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大している現状において、全国の医療提供体制は逼迫し、医師を含めた医療人材が不足し、疲弊している状態にあり、これまでの前提条件が当てはまらない状況にあるため、将来的な医師数や病床数などの医療提供体制に関する一連の議論を一旦凍結し、感染収束後に仕切り直すべきである、というふうに要望しております。

以上です。

○土橋委員

何か気がついたときには、急性期のベッドはないなちょっとたというようなところまでいくような気がしてならんのです。これは、それはできるんかどうかわかりませんが、今みたいなものでも、少なくとも、ここは担当の委員さんばかりですから、そういったものは見せてほしいね、常に、流れが分かるじゃないですか。だから、市長何やっているのかと、管理者何やっているのか、ええのええの言うたじゃないかというような若干の不信感でも出るのはまずいというふうに思いますんで、今後はもう少し情報提供はやってもらいたいと。

それと、新型コロナウイルスですけども、落ち着いたかのように見えますけども、今後は、コロナの第2波とかいうのは必ず来るといふふうに言われております。そうなりますと、冬が近こうなってくるとインフルエンザがこれまた蔓延することになる。私みたいな、うそじゃろうと人は言うけども、私だってインフルエンザにかかりまして、Aだというんで、注射を打ってもらったんですけど、でも、コロナには注射がないんです、まだ。そうすると、コロナとインフルエンザの2つが同時に来るといふことは考えられるということですから、心配でならないし、光市そのものが転覆すると、光丸は転覆するんじゃないかというふうにも思います。5万市民の命を守ってくれる病院が、幸いなことに2つある。2つもあるの。だから、検査体制の充実というのはいできないものなのかと。今、何かえらい難しいような、熱が出たらこっちに言うてこうなってああなってというふうなことですけども、PCR検査というのが、どんなことをやるのかというの、私正直いってわかりませんが、今、最近、唾液でもできるんだよということも聞きましたけども、少なくとも、そういうふうなものは、2つの病院でできないのかと、何にもできないのか、やろうとすれば、こういうふうなことになるがというふうなところまでは教えてもらいたいと思うんです。どうすればできますか、絶対できませんか。

○桑田病院事業管理者

PCR検査のことですけども、まず1つは、うちの病院でできるかどうかということですけども、できないことはないです。ただ、その試薬とかを手に入れる。いわゆる新型コロナウイルスに対応した試薬、つまり、検体を取ってきて、それを中に入れてやって、そこから抽出できるもの、そういうものがないと、ただPCRといってもそれは検査できません。例えば、もともと結核とかでPCR検査をやっていたんですけど、その場合に、その結核に対応した試薬を使って検査して、そして、結核があったかど

うかということが分かるんです。いわゆるコロナウイルスのDNAというやつがあって、それが検出されるかどうかということになってくるので、そういうものの試薬がないと検査できないです。だから、機械はあるんですけど、そういう試薬がないんです。まず一つそれやります。

抗原の検査とありますが、抗原検査のキットが確かにあります。それも、そういうキットが1つ、1人当たりのキットがあって、それで検査をすることから、それもあればできます。

ただ、PCR検査をじゃあ今なぜ保健所がこの人はやったほうがいいですよという場合に、感染者外来で検査をするんですけども、その検体は保健所が持って帰って検査をするのが今のシステムなんですけど、何でじゃあ全くその症状にない人にPCR検査をしてやるかということ、もしも、PCR検査というのは、大体陽性率といって陽性になる人が大体70%ぐらい、だから、その陽性でないと判定されておっても陽性の人がおるしということがあるんで、例えば、いわゆる偽陽性とか、そういう偽陰性が増えてくるんです。それを、いろんな人を全部やっていったら、例えば、陽性であったら、じゃあ今何をやるかという、病院に入院させるか、もしくはホテルに泊めたりして隔離します。そういう例えば希望者をどんどん検査していくと、そういう人がどんどん増えていきますから、じゃあその人たちをどうするか。それが、今、そういう人たちを入院させるんだったら医療が崩壊するだろうということで、国としても、そういう意味で、そういう疑いが強い人だけPCRやりましょうというふうになっております。

ただ、今いろんな例えば、野球とかサッカーとか、そういうことで、選手たちにPCR検査するというのがあるんですけど、それは、そういうところ、民間のところでしようけども、そういうところが請け負ってやるようになっています。

ただ、うちの病院でPCR検査をやりましょうということになってくると、それは、県の方針とは全然変わってくるので、私たちの病院、大和にしても、普通の病院にしたって、やっぱり県の方針に従ってやりたいと思っていますんで、そういうことは、そういう検査はできないことはないんですけども、今はどっちかということ、検体を採取して保健所のほうに渡すという業務をやっております。

○土橋委員

県の言うことを聞かんにやいけんということなんじゃろうけれども、たしか今、検査をするところが少ないから多いうしていくんだというマスコミ報道があったと思うんですけども、だとするならば、これは話として、光総合病院でやりますと手を挙げりゃいいじゃないですか。いや、こっちは簡単に言うけど、だって、それと、熱は出ていないけどもコロナに罹っているというのはおるというわけですから、そういうことが前提だと思うんですけども、日本の人口当たりのPCR検査数というのは、諸外国に比べると桁違いに少ないと言われていて。韓国は日本の8倍、アメリカは14倍、ヨーロッパ諸国では二、三十倍の開きがある。検査を、何か物がなければできんというけども、そんなら、外国は、韓国なんかは、ちゃんとその物がある、日本はないということではないですか。

○桑田病院事業管理者

委員さんの言われることは、いろんところでPCR検査やったらいいじゃないかということです。ただ、先ほども申しましたけども、それによって、じゃあその陽性者をどうするかということです。

○土橋委員

そんな話してもそれは知らんいね。

○桑田病院事業管理者

知らんじゃなくて、それで、もしも症状のない陽性者を病院でじゃあ見るかという問題になってきます。

○土橋委員

いやいやそうじゃないです。今何もないような状況の人を検査しなさいよと。検査ですから、その後についての話じゃないです。もうそっちはその後についての話になっちゃうから話がややこしいなる。

○桑田病院事業管理者

ですから、その後のことを考えながら検査を今やっているということなんです。つまり、非常に可能性が高い人を検査することによって、それで、その人たちを、むしろ陽性であればちゃんと隔離するというので、今そういう方針でやっています。だから、そういうことなしで検査をしろということ自体が、そういうことは、その後のことを考えたら、何でもかんでも検査したらいけないというのが、国なり県の考え方だと思います。それに対して、じゃあ私たちの病院が、私は検査しますよといったとして、じゃあその後どうするかということになります。それから、各病院でそれでやりますよということ自体は、僕は考えられないと思います。

○土橋委員

実際にじゃあ、さっき言った外国ではやっておるんです、検査を。PCR検査数が、日本の2倍じゃない、8倍だ、14倍だ、20倍から30倍だと。やらんと、それもないとは思うけども、何か知らん、いろいろ言う割に、やらんことのほうが強いのかな、お上のほうです、強いのかなと思う。

それから、これはまた別の話として、例えば、今役所の人たちが集団でかかったら、これはどねえなるんじゃないかと。あるいは議員も18人しかおりませんけども、議会も開かれんような状況というていうんじゃないかと思うし、何かこれもだめだ、あれもだめだ、それは気持ちは分かるけども、やったらその後の始末がないからだと言われても、何かもう一つちゃんとせんと。そういうことを、なぜ主張せんないんやろうかと。しゃべれる場があるんなら。いや、こっちは素人じゃから、しかし、それはまちの声として聞いてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○桑田病院事業管理者

現時点では、国、県の方針に従って、コロナウイルスに関しましては、要請がありましたら、うちの病院で採取することはいたしますけども、それを返納してPCR検査を行っていただくような方針でやっております。今後、また、方針が変わりまして、PCR検査を例えばうちの病院でもしてくれというようなことがありましたら、それに向けて準備してまいります。

○土橋委員

ひとつよろしくお願ひしたいと思うんですけども、ただ一つだけ私にのど入れさせてほしいのは、韓国は日本の8割ぐらいやっちょるというんでしょう、統計上は。やっちょるということは、入院やら何やらというのが、いろんな方法でやりよるということですよ。そうでしょう。そういう先生がおるわけや、外国には。先進地があるんじゃないか。そこのところでは、韓国はやりよりじゃと、ヨーロッパなんかは二、三十倍っていうじゃと、検査の数がと尋ねられたときに、そうはいつでも、桑田管理者がだめだというのいやと言うわけにはいかんでしょう、理論不足で言わにゃいけんから、それで困っちょるんです。

○西村病院局管理部長

山口県の現状で申しますと、PCR検査、これ1回に160件しか今できない状況になっています。ですから、そういった検査能力が向上すれば検査がもっと増えてくるんじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○土橋委員

いや、単純にこっちが思うのは、箇所を増やしゃあ、1か所増やしゃあ百何十件できるんじゃないろう、もう一か所増やしたら三百何十件できるんじゃないろうというような単純な気持ちいね。

○西村病院局管理部長

今申し上げたのは、検体を取って、それが陽性か陰性か判定する検査、それが1日に160しか能力がないと、山口県の場合は、そういうふうになっています。ですから、県が今後そういった検査する件数が拡大していけば、検査する場所も増えてくるんじゃないかというふうに思っております。

○土橋委員

しつこいようじゃけど、いつやったか、1日2万とか幾らぐらいをやれるようなことにするんだと。けども、現実はどうなっていないというのは、お上のほうがする

んだと言うたのにしていないということは、何かそこに、やらない方向に行っちゃってるからそねえなっちゃるんであって、やろうと思えばできるんじゃないのかというふうに、普通の人ならそう思います。

○西村病院局管理部長

今申し上げたのは、あくまでコロナ感染に対するものは、こういった医療行政については、山口県が主体になってやっております。ですから、今、山口県のほうでもこういった検査体制を増やす方向で検討しているというふうな話は聞いております。

○土橋委員

だから、そういうときには、光市民病院なり大和が手を挙げるんかと、手を挙げてくださいねと。

○桑田病院事業管理者

そういう要請が来れば、手を挙げるつもりではあります。ただ、大和病院では、ちょっとやめたほうがいいかなと思うんですけど。

つまり、やはり主なところは、やっぱり急性期を扱う病院がということであると思いますんで、その場合には、またそれに要請があれば、それに準じて、そういうものをやっていくつもりではあります。

それと、もう一つあれですけど、諸外国、韓国がやっておったというの、韓国のほうは、たしか感染者があった後に、その接触者をどんどんやっていったんです。だから、やり方としては、やっぱり日本と同じように発症した人がおって、その人に濃厚接触した人、日本はその場合に、症状のある人に検査をしようとしたですけど、今、それで症状ない人でも検査、例えば北九州なんかされていますよね。そういう意味では、韓国と日本と同じ手法をやっておるんだけど、それだけでも韓国は早いうちからそういう接触者をどんどん検査していったので、数を増やすほうにする。

だから、じゃあ日本のほうが、そんなら韓国よりも発症者が増えているかといったら、そういうわけではないわけですよ。だから、やり方としては、僕はそれは間違っていないと思います。

ただ今後、そういう感じで症状がなくても、やっぱりある人がおるということが分かってきたために、今後、どんどんそういう症状がなくても、濃厚接触者は検査するようになってくると思います。

そうすると、件数がどんどん増えてくる場合には、やはり、各そういう検査ができるところで請け負う必要があるかと思えます。

それは、要請があれば、いわゆる光総合病院のほうでやるとつもりはあります。

○土橋委員

逆らうわけじゃないんですが、その要請があればじゃない、私が言うのは、積極的に「いいよ」というような構えはないのですかって言いよる。なってほしいって言いよる。

○桑田病院事業管理者

ありません。（「ありません」「要請」と呼ぶ者あり）要請が、つまり私は、やっぱりどっちかという、県なり国の方針に従おうと思っています。

だから、そういう要請がない限りは、うちの病院から勝手に、私たちの病院で動き出すことはないと思います。

○土橋委員

いやいや、何か誤解しちよる。そういうような積極的なものだけは持ちよってほしいということを言いよるんです。これ、何ぼ言うても同じですから、次に行きますけれども、最後に行きますが、これも何か、もう忘れられたのかどうなのかというのは分かりませんが、緩和ケアです。あれから、どういような、何か事を行っているのかやったのか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

緩和ケアについてお聞きですけれども、現在は4Wというか緩和ケア病棟、一般的な緩和ケアについては、一般病床として運用させていただいています。

ある程度はそういう対象の患者さんに、そこに入院していただいてやっていますけれども、来年の4月というか、来年度は緩和ケア病棟として開設をしたいというふうに考えています。それで、ちょっと詳細は申し上げられませんが動いています。

来年度、そこを開設できなければ、費用がちょっとかかり過ぎるので、一旦、考え方を下げていこうかというふうには思っています。

ただ、基本的には開設できるという感じで動いてはいます。

○土橋委員

終わります。

○河村委員

今、大体理解ができたんですが、コロナで、今、山口県のほうのコロナ指定病院というのがあったと思うんですが、うちは一次指定、二次指定にも漏れたというふうに理解をしております。

この周辺では、徳中、周東、岩国国病というところじゃったと思うんですが、今のお話でいけば、そういう指定を受けるときには、県からそういう打診というか、そんなものはないのかなと。

光の場合は、もともと結核病棟を持っていたので、ある意味で言えば、そういう診察に手慣れるというか、経験があったりして、十分な医療体制が取れるというふうに認識をしておったんですが、その辺りについてはあれですか、県からそういう話は一切なかったということなんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

県からの相談は、3月か4月ぐらいに、県のほうが各病院に回られて、病床の確保という形では回られました。それ以降で感染症に対しての各医療機関の感染対応する医師やその事務長等の会議がありました。

そこで、各病院でどの程度対応できるかという話がありまして、その第1回の会議では、多分、確定はしていないと思っています。

その確定していない以降に、どうしようとかいう話はないので、確定していないままに、あれが出ているのではないかというふうに思っています。

光総合病院としては、現在の新型コロナウイルスに関しては状況も分からないので、以前の新型インフルエンザがありましたけれども、あれと同じような対応でよければ各病床の確保はできると。

ただ実際に、以前の新型インフルエンザよりも感染の雰囲気が違うので、多分1病棟空けざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

仮に、それを引き受けたときには、医師の数がありますので、医師がそれに携わると、現在の入院患者さんを、多分、他医院に行っていただくかをしていかなければいけないかなと。それで決断的にはいうふうになっています。

当初、徳中がありますので、そこがいっぱいになって超えそうなきはありましたけれども、その辺りの相談というのはありました。ただ、一般的に公表するという形にはなっていないです。（「聞こえない、答弁」と呼ぶ者あり）

○河村委員

もう一回、しゃべってもらいますか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）いいですか。

恐らく、もしもそういうコロナが発生したりすると、その対応が難しいと。その難しいという中で、結核病棟をというのを、ちょっと頭の中をよぎって、たしか昔は10床ぐらい持っていましたので、そういう意味じゃ、こういうときには、そういう知識とか経験が役に立つかなというふうに捉えておりました。

特に、今、徳中で、その光の方が入院されている中で感染をしたというのがあったんで、うちでも、いつ何どきそういう患者さんがおられるかも分かりませんから、そんなときの、恐らく訓練なんかをやっているとは思いますが、万が一のときには、それはやらざるを得ないんで、そういった体制を取ることは必要んじゃないかなと、どうぞ。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

実は、光総合病院でも1人危険な患者さんというか、コロナ患者さんではありませんでしたが、CPAで入院された患者さんがいらっしゃいました。

それが新型コロナウイルスの疑いの患者さんで、結局検査してマイナスだったんだからいいんですけども、疑いをされた状態から入院されていますので、陰圧という部屋がございます。そちらのほうで新型コロナウイルスに感染しているのではないかという状況の中で、そういう体制で実際、入院の処理をさせていただいています。

○河村委員

その陰圧の部屋というのは、例えば医者、看護師、あるいはその周りに付帯する人たちというのは、入室の制限とか、そんなあれがあるんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

陰圧と申しまして、きちんとした陰圧治療の部屋ではないので、仮に結核患者さんとかを仮に入れて、よそに移すまでのところなので、その一番角になりますけれども、そこに当然、入室の制限とは当然しますけれども、一般病棟よりかは若干あるけれども、きちんと閉鎖した部分ではございません。

○河村委員

分かりました。恐らく、今が一番大変な時期だと思いますし、この秋には第2波というような話がありますから、十分備えていただく、あるいは医療提供者の方々のその連携体制も必要になると思いますので、対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほど、跡地の話でもあって、前の病院に、たしかもう10年ぐらい前に発電機の更新をしたんですいね。非常用発電機。その前の取替えのときも、非常用発電機というのはめったに使うことがないんで、ほぼ新品なんです。その発電機はどうした。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

発電機につきましては、まだ旧病院にございます。売却とかそういったことができないかという検討はしております。

以上です。

○河村委員

結構な値段がしたものですから、しかも、そのエンジンそのもの、そんなに動かしていないんで、もしほかで転用できるものなら、ぜひ役所のほうもそういったものがあれば、非常に私は便利だと思っておりますから、そういった他に処分ちゅうんじやなくて、活用方法を考えていただいたらと思ひます。

それから、前にちょっと指摘をしたんですが、県道、ちょうど光丘高校の前のところ、下り線に向かって、あそこのベルコさんの前に市立病院の看板が上がっております。恐らく、ほかの看板を有効活用されたんでああいう状況が出たんだろうと思ひんですが、文字が見えん、信号機にかかって。

その辺りのところは、十分、配慮しながらやっていかないと、せっかく新しい病院がついた、看板も新しゅうなったが、あれはどうかいなという状態は、ちょっとやっぱり、余り好ましくないんで、何か方法、看板が見やすい方法というのを、結構前のソフトウェアセンターのほうの看板、県がつくった看板じゃないかと思ひんですが、丈夫な看板でしたから、いろんなその造作をすると、形よくなるんじゃないかと思ひんですが、その辺についてはどんなですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

看板につきましては、いろんな角度から見て、あの看板が利用できないかというふうに検討はしてみたんですが、どうしても信号とかぶってしまっていて見にくいという状況ですので、今、考えていますのは、あの看板の支柱に縦型の看板をつけてはどうかかなというのは考えています。

以上です。

○河村委員

何か目印的なものを含めてアイデアを出せば、有効活用ができると思いますので、その辺りの対応はよろしくお願いいたします。

やるときには、しっかり周りを見てやっていただくと、余り、そこを通られる市民の方が苦情を言うんですいね。そのようなことを言われないように、ぜひ頑張っていたらと思います。

終わります。

○田中委員

すいません、コロナ関連で、ちょっと2点ほどお聞きしたいと思うんですが、1点は一般質問、今の委員会でも外来が減っているというようなお話がありましたが、コロナの影響で、特に今、全国的にもオンライン診療というものが注目されてきているところではあるんですが、光総合病院、公立病院として、そのオンライン診療に対して、どのような取組、また方針を持っていらっしゃるのかお聞かせいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

オンライン診療についてございますが、どうしてもオンライン診療となりますと、医師の確保といいますか、オンライン診療していただくために時間を取っていただく必要があります。

今、外来、入院の対応をしております間を縫って、時間の調整とかが必要になりますので、現状では導入の検討は行っておりません。

以上です。

○田中委員

医師の確保が必要ということではありましたが、外来患者が減ってくれば、それだけ時間もできるかと思うんで、若干対応できるのかなという部分と、何となく、このコロナで想像してみると、やはりオンライン自体が離島とか中山間とかの医療を確保していくというような話もありますけど、大和地域の人たちのほうが、シャトルバス通ってこちらに来るということで、密になるリスクも高い中で来られるということを考えて、今後の中山間の医療も確保するという視点でも、なかなか今後必要になってくるのではないかと、私は思っております。

スマートシティとかいうものも言われていますけど、今後、スーパーシティと

というような構想も出て、今、内閣府のこの「脱コロナに向けた協生のススメ」というような活用事例集等にも出ておりますので、ぜひ今後の、せつかく光という名前もありますし、そういったテクノロジーの進化とともに、そういったことも御検討いただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思います。

それともう一点、このコロナで、ちょっと経営状況が見通しが見つからないところではあるんですが、以前、一般質問でも聞かせていただきました新病院になっての長期の経営計画です。5年というものを出していたんですが、緩和ケアが開設されない中でどうするのかとってお話ししたときに、決算が出てからというお話ではございました。

今回につきましては、見込みということで報告を受けているんですが、まだ途中ではありますが、今、走ってきて大体のこの感覚というものは出たのではないかと思いますので、この改めでの5年計画、長期の計画というものは、いつ出てくるのか。特に9月決算がありますので、その辺りの見通しについてお聞かせいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今後の計画というか見通しなんですが、今、コロナの影響が、多分、ここ一、二年は続くのではないかなとは思っておりますので、その辺の状況を見ながら、長期計画、経営計画を策定していきたいなとは考えております。

以上です。

○田中委員

コロナの影響というのは、もちろんあるんですけど、軸として、やっぱり本来であれば先に立ててコロナの影響があって、計画どおりいかないというものでなっていくものだと思いますので、それを言われると、ずっと計画が立てれない状況というものになってしまいますので、そこはやっぱり、当初計画と全く違うような状況になっていると思いますので、早期に示していただけたらと思いますので、そのことはよろしくお願いしておきたいと思います。

以上です。

○磯部委員

何点か重複した質問もございましたので、あれですけれども、先ほども同僚委員さんがおっしゃった、やはり今回のコロナウイルス感染ということに対して、大変な御苦労が医療関係者の皆さんにはあったかと思っております。

その中で、私が非常に気になった新聞記事がありまして、日本医師会長である横倉会長が、やはり周南医療圏域の、そういったそれぞれの調整会議でも、この感染症に関するこういう議論もしっかりとしていくべきだというコメントがございました。

その中で、まずは今、今後、その調整会議でも、うちの代表者がその辺りもしっかりと議論していただくとと思いますが、実際に今、光のほうで感染症に関する、やっぱり専門の方、そういう方がどれぐらいいらっしゃるのかなというふうに、ちょっと感

じましたんで、今今のその現状をお知らせいただきたいと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今、光総合病院の現状でございますが、認定は持っておりませんが循環器内科の医師が感染対策の室長をしております。あと、専従の感染管理の認定看護師が1名おります。あと、病棟のほうに、兼任の感染の認定看護師がいます。

以上です。

○磯部委員

その辺りの人材の育成、特に、今後そういったことが強化されなければならないという面において、この辺りの人材育成は必須ではないかなというふうに思っております。

特に、うちは透析患者さんのそういった病棟もございますので、一般質問でもコロナ対応に対する、どういうことをやられているかという御質問があったので、ある一定のことは分かりましたけれども、様々なことに関して、どういうことが課題として、今回上げられたのかなというふうなことを、大ざっぱでもいいんですけども、お知らせいただきたいと思います。

なぜならば、先ほどの委員さんもおっしゃいました、近隣でもありました一般病床に、万が一そういう感染の方がいらっしゃって、たまたまそこに入院された方が感染したという状況で、でもそこでクラスターにならなかったというのは、医療の担当の方が、マニュアルをしっかりと励行されたということでクラスターにならなかったと、私はすごいなというふうに思ったんです。

光も、その辺りのことは、今、やられているというふうに聞きましたので、今後2波、第3波と来るであろうという中で、課題としてどういうふうなことを思っているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○桑田病院事業管理者

現時点、光総合病院の院長として、ちょっとお話しさせてもらいます。

問題は、そのクラスターという問題、それはもともとインフルエンザの院内感染と準じて言えると思います。

だから、対策にしては、今までインフルエンザの院内感染に対するの対策をそのまま強化していくということだと思います。

ただ問題点は、職員が感染をした場合、もしくは疑われる場合、その場合に自宅待機をどれぐらいするかとなってきます。インフルエンザの場合であれば、大体5日間ぐらいで終わったんですけども、コロナということになると、やはり2週間もしくは、一応感染力が強いのが発症した8日目ぐらいということなので、10日とかその辺に設定しなくちゃいけないかなということで、今、考えております。

あとは、もうインフルエンザのときと準じて、やっていきたいと思っております。

○磯部委員

医療関係者にとっては、本当に、自分の家族にもうつしてはいけない。万が一のことをとにかく、もう緊張感を持ってやられているというのは、私たちも、重々よく分かっておりますので、その辺りの安全と安心で医療に関われるという環境を、ぜひとも早急に対応していただいて、職員の安全を守るという意味では、非常に大切なところではないかなと思っております。

光は託児所も、病院の敷地内につくっていただいておりますので、ほかのところに保育を拒否されたりとか、そういうことはないというふうに思っておりますので、安心はしておりますけれども、この辺りは、やはり危機感を持って、マニュアル等、実践のことはやっていただきたいということを、強くお願いをしておきたいと思えます。

そして、この件に関して病院だけではなくて、今、まほろばもございますが、福祉施設、いろんなところで家族との対面を、やはり厳しく制限されたりして、もちろん入所者の方の安全を守るという意味でもあったんですけれども、介護老人保健施設のまほろばさんにおいても、どのような御苦勞があったのかなど。どういった課題があったのかということもお聞かせいただきたいと思えます。

○原田介護老人保健施設事務係長

取組についてお答えします。

まず、通所者の方についてなんですけれども、通所者の方にもコロナウイルス感染症対策をお願いし、お迎えに伺ったときには、再度、当施設の職員が検温をし、通所が可能かどうかを判断後、利用していただいております。

また、通所者を送った後、車等については、職員により次亜塩素酸ナトリウムにて消毒を実施し、感染防止に努めております。

入所者の対応については、面会を4月6日から原則全面禁止し、業者等の入館も可能な限り制限いたしました。特に必要な場合は検温を実施した上で流水での手洗い、または70%以上のアルコール消毒をした上で、マスク着用を必須とし入館する等、感染源を持ち込まない対策を講じました。

なお、6月15日からは、月曜日から金曜日の13時から15時までの時間に、家族1名の面会を許可しております。

次に、職員についてなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策の研修会等は実施してはおりませんが、お知らせ等を回覧し、対応方法などの周知を図りました。

そして、感染防止のために不要不急の外出等を制限し、出勤前には検温を実施するなど、体調管理の徹底も図っております。

以上です。

○磯部委員

もう医療だけではなくて、介護施設の全国的にも非常に苦慮していらっしゃる状況は、私たちもよく存じておりますが、しっかりその辺りはやっていただいているということで安心をいたしました。

ただし、病院の外来が減ったと同じように、通所の方も、やはり通所を控える、やはり何かあってはいけないということで、そういった控えもあったのではないかと

うふうに思っているんですが、その状況をお知らせをいただきたいと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

通所につきましては、コロナウイルス感染症予防のために、委員さんがおっしゃられましたように、控えられる、休まれる方も中にはおられますが、通所サービス事業者との競争が主な原因で、令和2年3月から令和2年5月までの3か月間の延べ通所者数が87人減少し、約97万円の減収となっております。

2月から面会等の制限をする事業所もあり、また、施設から営業活動の自粛要請も相まって、病院への入院や施設への入所で現通所者が減少した人数をカバーすることができず、また新規の通所者の獲得が少なく、なかなか思うようにはいきませでした。

入所につきましては、令和2年3月から令和2年5月までの3か月間の延べ入所者数が308人増加し、3か月間で約700万円の増収となっておりますが、コロナウイルス感染症の影響により、病院からの紹介が減少し、現在は女性の待機者が少ない状況にありますので、なかなかいい状況ではない方向ではあります。

以上です。

○磯部委員

介護だけではなく、医療も非常に、このコロナウイルス感染の影響で経営が非常に課題となっている。もう受け入れる、いろんな状況をするがために、収益がなかなか出てこないといった状況もあるやとっておりますが、やはり、だからこそ、経営の抜本的な経営の見直し、特に来年は2021年、介護報酬の改定があります。しっかりと報酬の取り方、医療も病院も含めてですけれども、積極的なその辺りの、やはり専門的な知見、コンサルなんかもしっかりと対応していただいて、その辺りのこともどう改善していくかということも必要なのではないかなというふうに、今回、ちょっと非常に思ったんですけれども、そういったことは、今後、御回答は結構ですけれども、今後、さまざまな苦難を乗り越えていかなければならない、そういう知恵を、やはり専門的な先生方、そして医療スタッフの方にはそこに集中していただいて、なおかつ経営に関しては、やはり抜本的なそういったものを、お知恵を頂くというのは今後の経営としては非常に大切ではないかと思っておりますので、決算時においてもそのような御回答、質疑ができたらいいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第48号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第49号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第42号 令和2年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

10ページの生活困窮者自立支援事業のところですが、予算でも併せて確保していたというようなことだったと思いますが、予算時はどのぐらいの世帯を想定していて、それがもう既に埋まりそうなのでまたさらに追加でということだろうと思うんですが、そういうことでいいのかということと、一般質問でも申し上げましたけど、生活困窮者自立支援センターでの相談件数は4月が41件で、5月が24件、合計65件で、前年同期の15件と比較すると大幅に増加をしているということだったと思いますので、そういう相談の中からこちらのほうで、もう既に切迫している状況というのがあるんでしょうか。その辺の状況が分かれば教えていただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

住宅確保給付金について御質問を頂戴いたしました。まず、当初予算では2人世帯を想定し、上限額は3万6,000円の2世帯分の6か月ということで、43万2,000円を計上しておりました。ただ、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢を踏まえということで、枠を広げてということでございまして、単身世帯上限額は3万円の5世帯分、それと2人世帯、先ほども申し上げました上限額3万6,000円の3世帯分、

それと3人世帯、上限額これが3万9,000円となりますが、その2世帯分の合計10世帯分まで拡大をさせていただいて、いずれも最大給付の9か月まで対応できるように259万2,000円を積み増して、補正後の予算額を302万4,000円としようとするものでございます。

それと、もう1点が、自立支援事業のほうの相談の件数が増えておるといこともございますが、実際、そちらから御紹介ということもあるんですけども、実際この住宅確保給付金の相談が6月16日時点でございますが、20件ございました。ただ、御相談の上で申請は2件で、給付決定が現在のところ1件という状況でございます。いろいろ連携は取りながら進めておるところでございます。

○森戸委員

分かりました。ちょっと分からないところがもう1点ほど。

要は、この予算自体は補正ですから成立後じゃないと支給されないと思うんですが、それまでに待てないとかそういうケースは大丈夫なんですか。

○山根福祉総務課長

今のところは、先ほど御説明申し上げましたとおり申請が2件という状況でございますので、私どもが心配しておりますのが、特別定額給付金を使い切った後等を心配して、このたび補正を組まさせていただいておる状況でございます。

○田中委員

8ページの子育て世帯への臨時特別給付金給付事業ということで、赤ちゃん応援給付金を独自にやるということで企画制定頂きました。「おっばい都市宣言」をしている光市らしい良い事業だなとは思っておるんですが、これ先ほど1人10万円で対象期間は12月末までという御説明だったかと思うんですが、これの根拠についてちょっと教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

赤ちゃん応援給付金の期間の設定の根拠について御質問でございます。これは国の給付金の基準日以降ということで4月28日から本年の12月31日までとさせていただいております。その根拠といたしましては、国の基準時点、4月27日時点で妊娠していた母親を支援するという旨と、出産時期を考慮すると12月頃ということで、4月の妊娠届を出された方が出産予定が12月の中旬頃ということで、12月31日までを期間と設定させていただきました。

以上です。

○田中委員

今お聞かせ頂いて様々な検討をされたと思うんですけど、他市の同じような事例で給付をされているところを見ると、先ほど言われたとおりコロナウイルスの影響を受けて、妊娠期間でいうとそれを理由に、いわゆる年度末、3月末まで妊娠していたら、

一般的に十月十日なので、4月から計算すると12月越えてくるのではないかと思いますけど、そういった判断で特に行政、年度末という区切りがございますし、学年でいっても年度末というような区切りがあるので、そういった支援をしているところもあるんですけど、そういった検討もされたんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

4月に妊娠届を出された方は、妊娠2か月から3か月ということでございますので、12月末ということでさせていただきました。

以上です。

○田中委員

いや、よく分からないんですけど。

○西村子ども家庭課長

4月の時点で影響があった赤ちゃんといたしましては、4月に妊娠届を出された時点でもう2か月から3か月ということなので、十月十日といいますともうその時点ではもう8か月というそういうことでございます。

○田中委員

それじゃあ、光市としては手続上、届出を出した時点でそういうことになるという判断で12月末までにしたという。他市によっては、その当時に妊娠していたということで、コロナの影響を受けたということで年度末にしているところもあるという理解でよろしいですか。

○西村子ども家庭課長

ちょっと他市の状況は分かりませんが、そういうことでございます。

○田中委員

何とも言いようがないんですけど、学年とかコロナの影響を受けたと考えれば、年度末でもよかったのではないかなというようにも考えられますので、今後注視して他市の状況を見ながら、またその辺も手厚くしていただけるように一言付け加えさせていただいて終わりにしたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第43号 令和2年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○土橋委員

失業者数だとか倒産件数とかというようなものは、あいぱ一くのほうでは把握をしておりますか。

○山根福祉総務課長

申し訳ございません。私どもでは具体的な数字的なものは持ち合わせておりません。

○土橋委員

関係ないかのようなふうに見えるかもしれませんが、これは私の意見ですけれども、部署はどうであれ福祉の果たす役割というのは非常に大きなものがあるんで、ハローワークなんかで聞けばすぐに分かるような話ですから、今後はそういうふうなものも頭に入れて勤務をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それと、生活保護の問題ですけれども、この生活保護の割合を見て、捕捉率について何か意見を持っておられますか。

実際に、だからこの人は生保の対象になりますが、実際に利用している率は何%ぐらいだと。そうすると、山口県下で例えば光は何%だけでも、あそこは何%になっているというようなものがすぐ分かるわけです。光の捕捉率というのは20%ぐらいじゃないんですか。

○委員長

どなたか答えられますか。

○土橋委員

いや、ええ。イギリスでは私もびっくりしたんですけども87%。ドイツでは85%と。日本では19%から20%と。いかに生活保護を申請することにかがなものかというようなあれが出てくるんだろうと思いますけれども、こういったようなものも意識的に取り組んでほしいなど。これは別に取り組んでも邪魔になるものじゃないと思いますんで、知恵として持つておいてほしいと思います。

それと、困窮のために生活保護を申請した場合においては、支給された特別定額給

付金を資産とみなして生活保護利用の要否判定に使用するというふうに聞きますけれども、これは聞いたのがちょっと前ですから、今はどうなっていますか。

○山根福祉総務課長

現在、保護受給中の方につきましては、特別定額給付金は収入認定対象外となっております。

今、現時点保護を受給されていらっしゃる方が、今回、特別定額給付金10万円をもらった場合は、収入認定をする必要がないものとされております。

○土橋委員

それは分かっているんです。10万円をもらったけれども、それは収入認定しないよと、ここは分かっている。問題は那次なんです。生活保護を申請した場合に、支給された定額給付金を資産とみなしてそれを要否判定に使用するというふうに聞いておるんですけども、それは今でもその姿勢には変わりはないわけですか。

○山根福祉総務課長

生活保護を申請された時点で、特別定額給付金を既にもらっていらっしゃれば、手持ち金として認定といいますか、預貯金と同じような扱いで認定をさせていただくような状況です。

○土橋委員

そうなんです。それも、例えばの話が、給付金、いろんなものがありますけども、税務のほうに聞いてみましたが、基本的には収入認定はされないと。一般のもの、ほかのものですよ。今言う話じゃないですよ。でも、既にもらっている人も実際に生活保護を利用されている人が10万円もらって、それは収入認定にしないということなのに、申請をしようかというときに何でそういう人たちは収入認定、いわゆる要否判定に使用されるというのが、どうも私が納得がようせんのです。納得しますか。

○山根福祉総務課長

一応、特別定額給付金、使われてからということで保護申請をしていただくように、制度的にはなっております。

○土橋委員

生活保護支給については、極めて緩和されたんじゃないんですか。緩和されたのに、それはあなたの場合まだあれじゃから収入認定するよと、その材料にするよというのが、それは何かおかしいんじゃないかと。それは国の方針だと言っても、だから実際に受けている人が10万円もらってもそれは収入認定せんちゅうわけでしょ。じゃあ今から生保を申請しようという場合には、これは資産とみなすよと。矛盾しませんか。

○山根福祉総務課長

誠に申し訳ございませんが、国の制度としてQAも出ておりますし、そういう制度となっております。

○土橋委員

そねえ言うたら次に何をしゃべりゃあええわけ、私は。そういうふうなものがあるから、問題なのは、じゃあさっきあなたが言われたように、どの時点で申請するかちゅうていうのはあると思うんよ。例えば、申請をした、そしたらオーケーになったと、オーケーになってからもろうたやつは収入認定にはならんわけですよ、そうでしょ。だからそれは完全に矛盾するんじゃないかって、そのぐらいははなから何ぼ国に付度することはないじゃないですかと思います。

じゃあ、光にはいないと思うけども、ホームレスが光におったら、定額給付金はもらえるんですか。

○古迫福祉総務課特別定額給付金担当参与

ホームレスの方につきましては、住民票が今回4月27日で要件になりますので、住民票を作っていただくというのが条件になろうかと思います。その上で10万円は支給されるということになろうかと思います。

以上です。

○土橋委員

間違いない。

○古迫福祉総務課特別定額給付金担当参与

ホームレスにつきましては、住民票があれば住民票のあるところの市町村で支給されますけど、住民票がないという場合は住民票を設定する必要がございますので、住民票を設定した上で支給のほうになるということでございます。

以上です。

○土橋委員

次に、生活保護利用者が病院を利用する場合の取決め事というのはあるんですか。

○山根福祉総務課長

原則的には保護係であったり各支所、出張所で医療券というものを取っていただいて、それを医療機関に出して受診をしていただくという手法になっております。

○土橋委員

今は違うでしょ。今も必要ですか。

○山根福祉総務課長

コロナウイルスの関係で、光市においては5月末までは保護係に電話を頂戴すれば、保護係から医療機関にお電話を差し上げてという形で、医療券をわざわざ出張所なり保護係なりに取りに来なくとも医療機関に受診できるようにしておったのですが、6月1日からまた元のように戻しております。

○土橋委員

じゃあ今は病院にかかる場合においては取りに来てくださいよということですか。じゃあその場合、例えば、どこそこと言ったら悪いから、奥のほうからの人が光総合病院に行きたいというような場合があっても、一応あいぱ一くに行かなきゃいけないということですか。

○山根福祉総務課長

支所・出張所のほうでも一応対応していただけるようにはしております。

○土橋委員

分かったです。じゃあ例えばの話が、これは意地悪な質問じゃないんですよ。支所のほうに行かなきゃならないということになると、今現在は電話でもええわけいね。今現在はお互いに電話でやれば、あいぱ一くのほうがその病院に連絡をするとかいうような方法だというふうに聞いていますが、そうじゃなしに、6月から元に戻るんだということになってくると、交通費は自分持ちですか。

○山根福祉総務課長

4月、5月は電話でという対応をしておりますが、6月からはまた元のように医療券を取っていただいてということに変わっております。

交通費につきましては、医師が要否意見書という形で必要と認めていただけたら、移送費といいますか交通費の方は保護費から支出をしております。

○土橋委員

あまりこまい話は、でもこまい話じゃないです、実際に生活保護者にとってみれば。

それと、これは全然話が違うんですけども、光市では10月ですか、市長選挙、市議員選挙のダブル選挙があるわけです。小規模な老人施設でコロナ騒動が起きたような場合はどうなるのかということを知りたいんですけども、コロナ騒動みたいなのが起こりますと、投票のために外出はできないと。家族との面会もできないと。家族が投票所に連れていくこともできないと。このような場合には、施設の中で投票ができるようにするには、どのような方法がありますか。

○福原高齢者支援課長

直接選挙については、法というか所管外になりますのでお答えできませんが、小規模の施設、光市の場合、グループホーム等介護保険の関連では12施設、その他施設で小規模な施設が12施設程度あるかと思います。大体そこに入所しているのが、グル

一プホーム等合わせて150人程度、その他の施設で200人程度いらっしゃると思うんですが、こういうコロナ禍の場合、対応は今のところ定まっていないと思いますが、面会されていない施設も多くいまだにあると思います。

今後、そういった選挙等の関係で何らかの対策は打たれていくのではないかなというふうには感じておりますが、こちらのほうははっきりとお答えできないところであります。

○土橋委員

いやいや、いい方向に向かっていくんじゃないかなあみたいないように聞こえましたけども、実際にこれが周南の市議会議員選挙のときにあった話です。それをつい昨日、私入手しましたんで。お伺いをしているのは、小規模老人施設が1か所、2か所の違いはあっても十二、三か所あると。それに百五、六十人の対象者がいるということですが、1票違っても選挙ちゅうのは落ちるんですよ。そういう意味においては非常に、それは知るかと言われるかも分からんが、立候補している人にとっちゃ大変なことなんです。

それともう一つは、投票率を上げると、どうしたら投票率が上がるのかということのも真剣な問題ですから、施設の中で投票できるようにするためにはどのような方法があるか御存じですか。

○松村福祉保健部長

高齢者等の施設での投票に関するお尋ねでございます。投票所の設置等につきましては所管外でありますので、お答えすることは適切ではないと思いますが、それぞれの施設に対しましてはそういった事例も御紹介頂きましたので、選挙管理委員会のほうに御相談頂くようなお話もしてみたいと思います。

以上です。

○土橋委員

それはありがたいんですけども、こういう場合、どちらがイニシアチブというのを握るのか。いや、選管に行って聞いてきんさいねというような代物なのか、本当にこれは大事なことだというふうに思っに行かれるのか。選管の話では、いわゆる不在者投票の分で県選管に申し出れば基本的にはできると。だから、こういうような声が上がったので、やれるのかやれないのかということもあるんですよ、体制が。だからその辺を何としても投票のためには外には出られん、面会はできないは何はできないわということになって、さらには選挙も投票もできないわというんでは困りますんで、あなたのほうもそのためにぜひ協力をしてもらって、これが実現するように頑張りたいと思いますがいかがですか。決意のほどを。

○松村福祉保健部長

決意というお尋ねでございますけれども、先ほども申し上げましたように最終的には選管等で対応されていくものになろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げました

けども、こういったお話を頂きましたので、関係する施設のほうにはそうした御案内についてはさせていただければと思います。

以上でございます。

○土橋委員

期待をして終わります。

○萬谷委員

ちょっと民生委員のことについてちょっと聞きたいんですけども、最近ちょっと民生委員の仕事がちょっと多くないかというようなちらほら声を聞くことがありまして、ちょっと光市の民生委員の配置とかシステムとかちょっと教えていただければと思うんですがいかがでしょうか。

○山根福祉総務課長

まず民生委員のことでお尋ね頂きました。配置ということでございますが、光市では民生委員児童委員としまして、光市内に110名委嘱をしております。それと、主任児童委員さん、光市を6地区に分けて、その地区ごとに2人ずつ主任児童委員さんということで12名、合わせて122名の方をお願いをしております。

それと、システムというものがちょっと分かりづらかったんですが……。

○萬谷委員

システムというか、この122名というのが上の組織からもあるんでしょうけども、これから確かに民生委員の今でもちょっとお忙しいみたいなのが雰囲気あるので、今からでもすごくまた忙しくなる、今からこれからも数年たっても忙しくなってくると思うんですけど、その辺は、確かに光市だけでは決められないというか上の組織もあるというのもあるんですが、どういうふうにお考えかというのをちょっとお聞かせください。

○山根福祉総務課長

民生委員さんにいろいろお願い事をしておりまして、非常に心苦しい状況ではございます。今、現時点、私ども福祉保健部でいろいろ調査物とかお願いをしておるんですが、例えば、高齢者保健福祉実態調査というもの、通称「ひとねた」調査というふうな名称で呼ばれておるものでございますが、独り暮らし、寝たきりの方の調査をしていただいております。例えば調査対象年齢をちょっと引き上げて、実数を少なくしようと、負担を軽減しようという動きをしておるところでございます。

○萬谷委員

分かりました。いろいろと確かに独り暮らし、寝たきりというのもこれから増えてくると思いますけども、分かりました。ちょっとこれからもちょっといろいろ質問させていただくとお思いますけど、どうぞすいませんがよろしく。今の時点では理解しま

した。オーケーです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

何点か質問させていただきます。

今、どこの所管もコロナウイルス感染の影響で非常に御苦労されていらっしゃると思いますけれども、まずは20年度の当初予算への影響というものが、細かいところでなくて結構でございますので、福祉所管の中でその辺りのことの状況をお知らせ頂きたいなと思います。お願いします。

○山根福祉総務課長

私の方から福祉総務課関係をお答えさせていただきたいと思います。

特に、私どもの所管では障害福祉の関係で体育大会であったりそういったイベント、その他、研修会、講演会を伴う事業が中止となったり、実施の可否について今現在検討を進めておるところでございます。

また、新聞、テレビ等でも報道がされておりますが、献血が5月から7月の3か月間で市内4会場で中止になったり、4月8日から5月24日までの間、例えばあいぱ一くであれば貸館停止であったり、ゆーぱ一くで休館措置を取るなど、影響が多岐にわたっているところがございます。

○福原高齢者支援課長

高齢者支援課の関係ですが、コロナウイルスの関係でやむなく中止した事業としまして、介護相談員派遣事業というのがございます。これは施設のほうに介護相談員6名ほど全員でいらっしゃるんですが、そういった方が入られて利用者の声とか施設の人にどうですかという話を聞くんですけど、そうした施設側が今面会ができない状態になっておりますので、これは中止になっております。

その他、不特定多数の方の参加や県外講師を招く認知症啓発事業などの講演会がありますが、こういったのも県外の講師等を招く関係で中止させていただいております。このほかの事業につきましては、事業の開始日をずらしたり、感染予防に向けた対策を講じるなどして実施または実施に向けた配慮や調整に努めているところがございます。

以上です。

○西村子ども家庭課長

それでは、子ども家庭課所管分について御説明いたします。

子育て支援センター、チャイベビステーションですが、こちら学校休業期間中の3月2日から5月24日まで休館とさせていただきました。5月25日からは、定員や入場時間を限定するなどの条件付で現在開始をしております。

それと、未来のパパママ応援事業でございますが、本来であれば、この6月からス

タートをする予定でありましたけども、受入れする産科病院や学校の関係から、9月以降に延期して内容を縮小して実施する予定でございます。

それから、8月のおっぱいまつりですが、現在まだ決定はしておりませんが、現在中止の方向で検討中でございます。

それと、もう1点ほど、病児保育。保育園、小学生になったときに病児保育を行う事業ですが、現在市内の1か所の産科病院を3月5日から6月30日まで臨時休業としております。

以上でございます。

○田中健康増進課長

健康増進課では、6月に予定しておりましたよい歯のコンクールと歯の無料健診と相談のイベントのほか、4月、5月に予定しておりました定例事業の育児相談、離乳食教室、各地区健康教室等を中止いたしました。ほとんどの定例行事については、感染防止対策を講じた上で6月から再開しております。ただし、各地区の健康教室につきましては、調理実習、試食を主な内容としていることから、密接の回避が困難で、9月頃からの再開ということで今協議中でございます。

また、3歳児健康診査及び6月開始の医療機関委託の各種がん検診等の開始を延期したところですが、延期した事業については、7月に実施することで調整が済んでおります。

また、新型コロナウイルスの影響と思われる受診控えがございまして、休日診療所では、4月、5月の受診者が前年度同月は594人だったところ、今年度は169人と減少しております。

また、医療機関委託の子供の定期予防接種について、前年同月より80件の減少があったことから、定期予防接種や乳幼児健診の受診を控えることがないよう、市ホームページや各種相談時において啓発を進めているところでございます。

以上です。

○磯部委員

結構いろいろなところに影響があるんだなというふうに思いました。特に予防接種なんかもテレビなんかで定期接種を、やっぱりその期間でないと効果が出ないというものを受診控えしているというので、今しっかりとその辺りは啓発してくださっているということなので、そこは医師会の先生方が御協力頂いていると思いますが、いろいろな面で影響があるということがよく分かりました。

そのほかにコロナウイルスの感染の影響で様々な相談が寄せられているのではないかなというふうに思っております。特に、相談センターのきゅっとには、いろんな深刻な御相談が増えたのではないかなというふうに想像しているんですけども、今までの中でどのような案件、相談件数も増えたと思いますが、分かる範囲で結構です。教えてください。

○西村子ども家庭課長

御質問で、コロナウイルスの影響で相談件数がどうだったかということでございますが、先の一般質問で御答弁したとおり、虐待の通告、相談については増加しておりません。数字を言いますと、周南児相に通告されたケースが36件、前年度が77件ということで逆に減少しております。本市の場合も本年が7件、元年度が9件ということで、微減ということになっておりますので、コロナウイルスの影響で虐待通告が増えたということはないのかなというふうに思っております。

また、学校休校期間中は相談件数が少なかったということでございます。外出の自粛等がございました関係で窓口の相談というのは減少しているというふうに聞いております。

以上です。

○磯部委員

意外とその辺りは何かあまり増加していないということで、随所にいろいろな、学校の相談体制も充実していたので、その辺りはよかったのかなというふうに今推察いたしますが、今後とも、あそこは本当にいろんな意味でプライバシーの問題、いろんなことがございますので、引き続きこの辺りは注視していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

そして、もう一つ、私は非常に問題にならなければいいがなと思っている点がございまして、高齢者の予防事業、平成29年から総合支援事業として非常に介護認定をする前の方を介護認定しないための予防事業に光市は積極的に力を入れてくださって、例えば、事業者さんも今から増えていくかもしれませんけれども、特に地域のいきいき百歳体操なり、長年にわたり続いていたふれあいサロンなんかも、かなりコミュニティーセンターなど貸館事業がちょっと閉鎖されていたりとかしておりましたし、一部解除されたとはいえ、なかなか前のようにはいっていないのではないかなというふうに思っております。一番心配なのが、やはり高齢者ですから、いつもの習慣がなくなってくると、まさに今フレイル対策が重要視されている中で、どういった状況を把握されているのか、例えばひきこもりとかそういう状況にもつながっているのではないかと、ちょっとそこが心配なので、今のところどういう状況であるかということが分かれば、今後の課題として捉えていらっしゃることも含めてお答え頂けたらなと思っております。

○福原高齢者支援課長

新型コロナウイルスの影響から、いきいき百歳体操やふれあいきいきサロンなどの通いの場が中止になりまして、高齢者の皆さんが感染症を恐れるあまり家に閉じこもりがちになることで体を動かす機会が減り、フレイル状態になることが危惧されております。活動を再開した通いの場の中でいきいき百歳体操に通う皆さんからは体力が落ちたという声や、散歩や自宅でできる体操など体力維持に留意されていたという声、また、欠席も今後考えられるねというような声も頂いております。現在、予防事業につきましては、徐々に再開しておりまして、身体状況それぞれ個別には分かりませんが、中止により意欲の低下も予測されております。

このため、自主活動が維持継続できるよう市としましては相談体制の充実を図ったり、参加者の意欲を高めるような支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、欠席が続く方もいらっしゃると思います。こういった方に対しては、フレイル状態が危惧されるため参加者同士の勧奨や地域包括支援センター職員の訪問など、実施団体の方や社会福祉協議会等と連携を取りながら適切な支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○磯部委員

この今の状況をやはりデイサービスとかそういうところにもなかなか行かれなくなったり、高齢者の方は特に自分で気をつけなきゃいけないという意識がすごくおありなので、それはとてもありがたいことなんですけれども、それが最終的にはフレイルの状況が悪化したり、またひきこもって人との接触がなくなって認知のほうに進まれたり、医療費のそちらのほうの増の原因になったりと悪影響が今後も出てくるかと思っておりますので、しっかりとその辺りを把握しながら課題を解決できるような、細かなそういったものに取り組めるよう各地域の皆さんと一緒にそこはしっかりと検証して、次につなげていただきたいということを強くお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○田中委員

すいません、4点ほどあるんですが、まず、市民の声をちょっと先にお伝えしたいと思うんですが、今日ちょうど福祉総務課の特別定額給付金担当参与ということで古迫さんも来られているんですけど、定額給付金については、当初お聞きしていたよりもかなりの数を処理されて、また報道の関係で皆さんが全力で当たっている部分を見ることがあって、市民の方からやっぱり光市すごい皆さんがワンチームになって対応してくれたんだということで喜びの声をたくさん聞いておりますので、そのことはお伝えしておきたいと思っております。

もう一つ、市民の声から、これはちょっと質問になるんですが、先ほどコロナの影響ということで健康増進課のほうでがん検診のお話も少し出たんですが、健康診断、集団健診について今年についてはどうなるのかというような不安の声もありましたので、その対応について少しお聞かせ頂けたらと思っております。

○田中健康増進課長

集団健診については10月から11月を予定しておりまして、今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら申込状況により受付時間を割り振り、必要に応じ受付時間を延長するなどし、密な状態にならないよう配慮するなど感染防止対策を講じた上で実施予定としております。

○田中委員

状況を見ながら実施予定ということなのですが、先ほどございましたように受診控え等があるとまずいというような中で、状況によっては集団健診ができなくなるような第2波、第3波が来たらあるかと思うんですが、この早い時期から個別で受けることも推奨しながら、結果的に受診できない状況になるというのを想像しながら、そういう御案内もすることも必要じゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○田中健康増進課長

がん検診等におきましては、議員御紹介のように医療機関委託の個別検診とあいば一くやコミュニティーセンター等で行う集団検診のどちらか1つを選んで受けていただくような形になっております。こちらにつきましては、今月末に対象者全てに案内の通知を発送する予定としていたと同時に、光市けんしんガイドを7月号広報折り込みにより全戸配布し、啓発を図る予定としております。その中でコロナ関係の情報も掲載しながら、今年度は感染防止対策の協力依頼を記載し、安心して受診していただけるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

市民の方にお知らせするのも、やはりなるだけ多くの方、全員の方に受けていただく受診率というのが目標にもなっているということで考えたときには、早い段階、今は若干落ち着いているようなところもございますので、早めに受診をしていただくようなことを進めたほうが良いというような感じでよろしいですか。

○田中健康増進課長

そのように啓発をしていきたいと思っております。

○田中委員

コロナの影響でいわゆる給食費、小中学校のほうになってくるんですが、給食費の免除等支援を行っていくところもある中で、ちょっと福祉のほうに膨らませると、幼保に関してなんです、いわゆる給食費について副食費を今お支払いしている状況の中で、いわゆる保育料が無料になるという部分で5,000円という程度のものがしょうがないなというところで議決もしてきたんですが、就学援助とか小中学校であるなど考えたときには、この幼保の部分での就学援助的なこともできないのかなと今回思ったんですけど、そういったことができるのかできないのか、また、そういった取組、何か別の支援策みたいなものがあるのかどうか少しお聞かせ頂けたらと思います。

○西村子ども家庭課長

5月の補正予算でおっぱい育児応援給付金というものを創設させていただきました。こちらは、国の給付金と合わせて2万円を給付するものでございますが、こちらが児童手当の受給者に対して支給するものでございます。ですが、これの用途につきましては、今回のコロナウイルスの休校や学校自粛等の経済的、精神的負担を考慮し

て支給するものでございますので、そういった副食費のみならず子供たちのために各家庭で使っていただければと思います。

以上です。

○田中委員

それはその一つとして受け止めさせていただいて、ちょっと就学援助的なものは今後できるのかどうかも含め、私もちょっと研究していきたいと思うんですが、ちょっと拡大して、ここで聞いていいのか分からないんですけど、今のおっばい育児給付金の中で1万円というものを支給したわけなんですけど、システムとして今回これを活用していくというのは非常に有効なことだと自分は思っております。各給食費とかいろんなところで支援ということで各担当課で、全国の市町でいろんな支援策をやっているんですが、ちょこちょこでやるとそれぞれの担当の事務量も増えて、申請者のほうも手続が増えてという部分があるので、そういったものを包括してこういったおっばい育児支援金のような形で、全部くくめて支援するというようなことが、全市的なことになるのかもしれないですけどできるのかどうか、今後、ちょっとお聞きしたいと思います。

○西村子ども家庭課長

全市的にというのはまた今後の課題というか、ちょっと私どもではお答えいたしかねますので、今回の制度についてちょっと若干触れさせていただいてよろしいでしょうか。

今回、児童手当の制度を利用しましてというのは、うちのほうで口座と家族構成というものを事前に把握しております。ですから、そちらの口座に合わせて振り込むということができるので、事務的な負担も全くないとは言いませんけども、そういう制度でやっておるところでございます。

それで、今回の児童手当にオンするわけじゃなくて、児童手当とは全く別物で、児童手当の制度を活用させていただくというものでございます。

○田中委員

システムが違って振り込み分も違うというのは、前回のときに何となくは知ってはいるんですけど、先ほど幼保の副食費も含めた部分でおっばい育児としての支援をしたということだったら可能だと思いますんで、ちょっとその辺はちょっと今後について考えていきたいと思います。すいません。

それと、最後に1点お聞きしたいんですが、臨時議会のときの補正で消耗品費で900万円でマスクを購入というお話がございました。子供用が6.5万枚、大人用5.5万枚ということでしたので、これのその後についてお知らせを頂けたらと思います。

○田中健康増進課長

5月補正でのマスクの確保の状況についてでございますが、5月中旬頃から大人用マスクが徐々に流通し始め、市場価格も安くなっていたという状況がありましたが、

子供用マスクは流通量が少ないという状況の中、臨時議会後に子供用マスクの調達が可能という情報がありましたので、まず子供用マスク 3 万枚のみを確保することとし、随意契約により 6 月上旬に確保できたマスクを市内全幼稚園、保育園、小学校の児童数を基準に各園、各校に配布しております。なお、予算時は 1 枚 78 円で計上していましたが、1 枚 60 円で確保できたところです。

大人用マスクについては、さらに価格が下がることが予想されましたので、中学校の生徒用の大人用マスクについては、当面市の備蓄分を活用することとして、6 月初めに生徒数を基準に各校に配布しております。そのため、大人用マスクについてはまだ購入しておりません。

今後、第 2 波、第 3 波に備え、マスクの市場価格や流通状況を注視しながら、時期を考慮して残りの必要備蓄数を入札により確保したいと考えております。

以上です。

○田中委員

今、説明を聞かせていただけてすごく懸命な判断をされたのかなと受け止めております。子供用マスク 3 万枚だけを先に手に入れたということで、幼保、小学校に配布したということで、これ 1 人当たりちなみに何枚ぐらいなんですか。それで、当初は 6.5 万枚ということだったんですけど、それでいいのかどうかという部分をお聞かせ頂けたらと思います。

○田中健康増進課長

1 人当たりのマスクということですが、マスクが 50 枚単位でございますので、きっちりとした枚数にはなっておりませんが、1 人の児童生徒について 3 枚から 5 枚という計算で各学校に箱単位で配布をさせていただいております。

以上です。

○田中委員

今、3 枚から 5 枚ということで、このマスクにつきましては、使い捨てマスクだと思うんですが、マスクが当初よりも少ない、そして使い捨てマスクということであれば、ちょうど今光市内に国の配布するマスクが届いている状況ではあるんですが、これをサイズが子供たちにもぴったりだということで集めている自治体等々もあるんですが、今回 3 万枚ということで当初の数よりも少ない、そして布マスクということで洗ってまた使えるという部分もあるんですが、そういったものをいわゆる寄附を募って集めて、子供たちに今後に備えて配布するというようなことは考えられるのでしょうか、光市として。

○田中健康増進課長

布マスクにつきましては、小学校、中学校に別に配布をされていると聞いております。今後、市内の世帯に配布されたマスクについては今のところそういう寄附を募るという予定はございません。

以上です。

○田中委員

今のところ考えていない、今後、他市の状況も見ながら有効であれば、別に自治体が窓口じゃなくてもいいんですけど、そういったことも有効だと思いますので、御検討頂けたらと思います。

以上になります。

○森重副市長

委員からお話がありました政府が配布をした布マスクでございますが、新型コロナウイルスについては、現在、山口県、また光市では落ち着いてはいるものの、今後、2波、3波が来るといことも予測をされておりますので、委員からの御提言ではありますが、各御家庭でその次に備えてしっかり保管をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。

小中学校の児童生徒に対するマスクにつきましては、本来であれば各御家庭で御準備を頂くように考えておりましたが、生徒児童によっては御家庭の事情で持ってこれないことも想定し、先ほど担当課長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、学校に保管をしていただいておりますので、お困りの児童生徒に配布をしている状況でございます。御理解を頂きたいと存じます。

○森戸委員

補正かどっかで私、マスクについてできれば市内業者でというふうに申し上げたんですが、結局のところ、購入された子供のマスクは市内業者なんか市外業者なんか、県外なのかその辺の辺りが分かれば、もう購入されたんでしょうから分かると思いますが、その辺を教えてくださいませんか。

○森重副市長

私どもも市内業者で調達できればそれにこしたことはございませんし、これまでも市内で調達できる物品や工事等については市内で発注をさせていただいております。このたびの子供用マスクについても、所管のほうでまず市内業者に当たりましたが、どこも手に入っていないというような実情がございましたことから、県内の事業者で調達をしたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

大人用のマスクについてはまだ購入をされていないということでしたので、単価も下がってきておるところだと思いますので、その辺はぜひ市内業者でできるんではないかなあと思うんですが、その辺はいかがですか。そういう考えがあるのかどうか。

○森重副市長

今申し上げたとおり、子供用のマスクについても、当初市内業者で当たらせましたが取扱いがなかったもので、やむを得ず県内業者にしたものでございます。今後、委員から御提言がありましたとおり、大人用のマスクについて、市内の事業者でそういうことの手配をしていただければ、ぜひ市内の事業者から購入をさせていただきたいとは思いますが、この辺り、一度、事業者に当たって適切にこれまでと同様に市内の事業者から優先的に調達していきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第42号 令和2年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

10ページで、2案の表があるんですが、高潮に対するリスクの部分で、このセンターが建設されて以降、どのくらいそういうケースがあったのか。修繕も含めてどのくらいの金額がかかったのか、その辺のところがわかれば教えてください。

○山本下水道課下水道技術担当課長

高潮に対する被災状況でございます。浄化センターにおいては平成3年9月と平成11年9月、平成16年9月の3回、台風による被害を受けております。これは高潮による越波や、海水が打ち上げられたことによる浸水が主な内容でございます。これに係る事業費、災害復旧費でございますが、平成3年9月のときに約26億8,000万円、これは堤防のかさ上げや機械・電気設備の復旧費用でございます。

平成11年9月が約45億4,000万円、これは堤防のかさ上げ、電気や機械設備の復旧工事、防水化、防水扉を設置しております。これなどの復旧費用でございます。

そして、平成16年9月の際には、災害復旧費約7,000万円、これは機械・電気設備の復旧費や築堤護岸、この辺を対応しております。

以上でございます。

○森戸委員

そのリスクがあるんだろうと思いますので、そのリスクに対して、ここで建設する場合に何らかの、こういった対応をとられるんですか。そういう高潮対策として。

○山本下水道課下水道技術担当課長

高潮対策でございますが、浄化センターの敷地につきましては一定の対策は今できておると認識しております。しかしながら、今後基本設計を行う段階で、防水化などについて検討して、できるだけリスクは下げるような対策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

それと、今後の話になりますけれども、旧施設自体はどうしていくのかということ、人の動きですか、今おられる方々、そういった面はどういうふうに考えていかれるんですか。そこまではまだ出ていないんか分かりませんが。考えがあれば。

○森重副市長

平成30年の7月災害によって深山浄苑については休止をしている状況でございます。当時、5名の職員を配置しておりました。現状は2名の職員を現地に配置し、現状維持管理をさせております。3名については、それ以外の職務をさせているわけですが、担当課長のほうから説明をさせていただきましたこの計画案を基に、今後様々な検討をしていくわけでありまして。今回も補正予算でお示しをさせていただきましたが、浄化センターの計画をまず変更していく手続が必要になってまいります。その後に、それと並行しながら、ただ今御説明をさせていただいた計画にのっとしてその準備を進めていくわけでございます。そうした中で、今後この前処理施設等々についてどのような職員を配置していかなければならないかということも併せて検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○森戸委員

現時点ではそうだろうと思います。それと、今回のこの建設と維持管理の部分と、今までの処理の仕方を比較するとどうなんですか。コスト的には。年間の維持費の部分ですか。深山浄苑で処理した部分に関わるコストとここでのコストの比較、建設が新しくされたとしての比較。

○山本下水道課下水道技術担当課長

共同化後の維持費に関することですが、計画書の11ページの中ほどに表を示しております。し尿等受入施設の経済性の評価というところでございますが、ここで維持管理費の比較を行っております。②案で申し上げさせていただきますと、維持管理費ということで共同化後の施設の維持管理に係る費用として7,810万円、これを計上しております。それに対して、深山浄苑の維持管理費ですが、表の下に米印で示させていただきますが、維持管理費を1億1,170万円ということでお示しさせていただきます。この維持管理費は、深山浄苑の過去5年間の平均でございます。それで、共同化の施設の維持管理費については、なかなか現段階では詳細な費用を出すことができませんので、深山浄苑の維持管理費を参考に、共同化施設に要する費用ということで算出しております。

この結果、縮減率ということで示させていただきますが、約30%ということで、現段階では想定しております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

最初に、周南流域下水道の、要は当初計画で処理水、処理人口で、当初の見込みには恐らく到底到達していないという状況があるんだと思うんです。今回の、し尿をそこへ投入することについて、もともとの周南流域下水道の計画はどういうふうになるのか。そこがしっかり出てこない、どうも全体計画も今人口減少の中であって、これ以上投入量あるいは投入人口も望めないということであれば、当初計画の変更という問題が出てくるんだと思うんです。というのも、当初、県のほうで維持管理については今やっけていただいている中で、負担をしてきたわけですが、途中でその負担率が大幅に改悪をされて、市の負担が物すごい増えたんです。そういうことが、ある意味で言えば契約書がなかったからという状況の中から生じたんだと思うんです。

そういう状況を改善するのに、実は今回のそのやり方をすると、これまでとは方法あるいは負担率等について変化があるのかどうか。従前であれば、1市4町当初作ったときの割合の状況等には、もう3市になってきましたから、そういった負担の中身が随分変わってきたんじゃないかと思うんで、どうも、今現行から先をやらうとしよるんですが、その前段の話がどうも抜けているような気がするんです。その前段の整理というのはどこでどねえするんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

まず、周南流域下水道の事業計画がどうなっているのだろうかということですが、周南流域下水道の事業計画は、おおむね5年に一度、流域関連公共下水道と一緒に見直しを行っており、その都度計画の変更はされておるところで、それによって処理人口の見直し等も、その段階でされております。

それで、あと共同化によってその計画自体はどうなるかということですが、

共同化につきましてはあくまで流域下水道の処理施設が持っている余裕分といえますか、減少分、これを使って共同処理をしようとするものでございます。ですから、処理施設自体については改築、増築その他を共同化によってするものではないと考えております。

続きまして、負担率のことですが、これは今後また計画を進めていく中で、関連市や県と協議を進めながら、負担率等その他につきましても協議を進めて調整を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

当初の周南流域下水というのは、今あそこへ汚水処理タンクというんですか、あれが6つぐらい計画ではあったと思うんです。現行は2つしかできていないですよ。ということは、当初からは全くそういう建設費を含めて変更があったと、こういうふうに現行では考えられるんで、その辺りの整備をちょっとしていただかなければいけないのかなと。

今、負担の話で、途中で県とのやり取りの中で、簡単にその負担割合が変えられるという今までの現実ですよ。それについて、どういう対策を立てていくのかというのも全く見受けられないんですが。

というのは、うちの負担金そのものは、要は立米単価で投入量で決まってくるわけですから、当然、大きな負担金、ここの10ページだったですか、金額のところにあるような、そういう問題じゃないんです。ここで比較、11ページか。今比較しよること自体が無意味なような気がする、この金額は。その辺についてはどんなですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

流域下水道には維持管理の負担金と建設に関する負担金の二通りがあるわけですが、維持管理の負担金については、汚水の流量に応じて払い、建設費については計画に対する汚水量について現状、負担額が定められているところでございますが、これに今度し尿等により汚水等の投入が入ってきます。

この負担金に関しては、全国的にも調べてみますと、いろんな考え方がございます。この辺を整理しながら、適切な方法、流域の経営協議会もございまして、ここで諮りながら調整を進めていきたいと思っております。現段階の回答としては、ここまででございます。

以上でございます。

○河村委員

もうちょっと詰めなければいけない状況がたくさんあると思うんです。

というのは、限りない負担増につながっていく可能性がありますから、そうならないための対策をどこかで必要なんだと思うんです。

あと、6ページの、今回の処理をするに当たって、希釈という話が前提になっているわけですが、要は、うちのし尿処理場へ行けば、一番最初投入したら洗濯機をかけ

て、生処理を最終的には焼却処分しようと思うんですが、要は、先にそういう処理をして残った水分だけを、例えばそれでもその汚泥のあれが高いんならそこで希釈をすとか、そういう方法でもとっていかない限りは、希釈をすればするほどうちの負担金は何ぼでも増えると。そこをもう少し、何か方法はないのかと。それで、先ほども、今のし尿処理場をどうするんかと、こういう話の中で、もう危険じゃけ、あそこを通らんとという話なら、まあやむを得んかなとも思いますが、今あそこが安全に通れるようになれば、まだできて20年、しかも、当初、幕処理ですから、結構長い期間、幕を取りかえるだけで使えるわけです。そういう状況のどうも比較が適切でない、この3つの案の比較そのものが。取ってつけたような比較のように、私に見えますので、もうちょっと比較、特に経済性の面について、例えば希釈ではなくて、先に生処理だけは別にすとか、何かの方法をつくっていかないと、もしも2案の中でやるとしても、当初はケーキの部分だけは取り除けるような施設にすとか、何か処理方法というのはまだ方法があるというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

まず、希釈に関する事項の指摘でございます。委員さんが申されたとおり、希釈については、どの設備に投入するかによって最適な希釈あるいは希釈をしなくてもいいという方法も考えられるわけではございます。この辺は、今後の基本設計の中で再度検証していきたいと思っております。あくまで、今回の計画では方向性ということで、今確実な共同処理方法ということで、費用の比較等をさせていただいております。ですから、今後、検証する中で、さらなる費用の縮減というか、そういうところはできると考えております。

以上でございます。

○河村委員

さっきの予算との関連もなるんでしょうが、じゃ、共同化計画そのものは、県が作ったんでしょう。自分で作ったの。

○山本下水道課下水道技術担当課長

今回御説明させていただきました光市汚水処理共同化計画は、光市が策定したものでございます。

○河村委員

それは、コンサルへ頼んだとかそういうんじゃないかと、自前で、皆さん方で考えて作られたんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

これは、専門のコンサルタントに委託して策定しております。

○河村委員

要は、過去の状況を含めて、そのコンサルがどの程度認識をして作ったかと、こういう話にもなると思うんです。だから、何か、どうもこれがベストだというふうにとれないんで、その辺りの検討を、職員も中に入って、しっかりやっていただけたらなあと思いますし、要は、県との交渉の中で、じゃ最終的な周南流域下水道の今後の負担割合を含めて、それがどうなるのかというのも一緒に合わせて、しっかりした案を作っていたかかないと、将来にわたって一方的に負担が増えるという状況は望ましくない。

それと、今のし尿処理場をどうするのかと。何か活用する方法はないのかというような話が何か必要なんだと、こう思うんですけど。なかなか難しいところはあるとは思いますが、例えば懸山のほうから、し尿を投入するとか、何か、車が中に入らんでもそのままし尿を上手に運搬できるような方法というのがどこかで出てくればよいような気もせんでもないんで、そんなことも含めて、ぜひ検討いただいたらと思います。

以上です。

○田中委員

11ページで、経済性の評価ということで3案示していただいて、②案のほうに建設費、維持管理費等を示していただいているんですが、この中で、周南流域下水との敷地内にとということだったので、土地の借受けの話ができていいのかというところがちょっと気になるところで、土地がまず県の土地であれば、賃借料が必要になってくるのではないのかなというところが心配になるんですが、その辺りはどのようになっているのかをお聞きします。

○山本下水道課下水道技術担当課長

周南流域浄化センターの中に共同施設を設置するので、当然、流域の土地を使用することになります。現段階では整理を進めているところでございますが、この借地料については、この維持管理費の中には入っておりません。

以上でございます。

○田中委員

それでは、まあ協議の結果にはなってくると思うんですが、借地料がこれプラスアルファ必要になってくる可能性もあるという認識でいいですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田中委員

分かりました。交渉次第だと思いますので、なるべくかからないようお願いできればと思います。

それともう一点お聞きしたいんですが、12ページに事業スケジュールということで

出ております。今、深山浄苑が止まっている中で、早期に進めてほしいというような声を届ける中で、今こうやって計画が出てきたんですけれども、この説明に入る前に、今処理していただいている下松市さんのほうで受け入れていただいているんですが、そこが不安定だというようなお話もございました。それで、今、思ったより長期、5年から施設整備を始めて、結構かかるんだなというところを認識したところなんですけれども、この期間内にまた深山浄苑の再稼働になればたかさんのコストがかかるということも今までの議会の中でも説明していただいている部分があって、この不安定さ、また、将来のコストをかけないように、光市としてするためには、下松市さんのほうに、この計画があるので、それまではしっかり受入れをお願いしたいということ、きちんと下松市さんとお話をして、確認を取っておくことが、安定して市民にも負担がないように事業を進めていけるのではないかと思います、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○森重副市長

平成30年7月にこうした災害が発生いたしまして、たちまち生し尿と合併処理浄化槽汚泥の処理については非常に苦慮いたしました。そうした中で、お隣の下松市さんのほうにお願いをしたところ、今委員から御紹介のあったとおり、たちまち、災害だからということでお引受けをいただきました。毎年のように下松市さんのほうにはお願いをさせていただいておりますが、先ほど担当課長のほうからもお話がありましたとおり、想定していない投入によって下松市さんのほうにも御迷惑をおかけしておりますし、浄化センターのほうにも御迷惑をおかけをしております。

ただ、今お示しをさせていただいております計画を実施するにしても、一定程度期間が必要になってまいりますので、改めてお願いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

よろしく願いいたします。

○森戸委員

先行議員での話があったんですが、懸山からのルートというんですか、それ自体は可能性としては検討されたことがあるんですか。要は、新たに作らないという形で、土砂が今崩れているところがありますね。そこを通らずに行くことについてはどうふうに検討されたんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

懸山からのルートは検討しておりません。

○森戸委員

途中まではちょっと見たことはあるんですが、具体的には行けるんですか行けないんですか。深山浄苑まで。道を作ったとしたらですよ。

○山本下水道課下水道技術担当課長

高低差とか距離とか、その辺を概要もちょっとまだ検討しておりませんので、今可能かどうかというのはちょっとお答えしかねるところでございます。

○森戸委員

線路もあることですし、どのような状況か、ちょっと詳しく分かりませんが、1つの案として御検討いただけたらなと思います。

設備自体を生かすという側面もありますけれども、その辺のところですか。

その他（環境部関係分に係る事務について）

質 疑

○萬谷委員

最近、フィリピンから帰ってきた方が狂犬病で亡くなったというニュースが何日か前にありましたけれども、御存じでしょうか。

○植本環境政策課長

その点につきましては新聞報道等で伺っているところでございます。

○萬谷委員

これ、狂犬病というのはまだある……、光市で環境部が予防接種をやっているんですけども、今何件ぐらいやっておられますでしょうか。

○植本環境政策課長

平成元年度末時点でございますが、市内の全体の犬の接種数は1,903頭でございます。

以上でございます。

○萬谷委員

それは飼い犬だということで理解でいいですか。

○植本環境政策課長

飼い犬でございます。

○萬谷委員

その飼い犬は全て打っているという理解でいいですか。

○植本環境政策課長

登録数につきましては2,369でございますので、そのうち1,903頭が接種をしている

という状況でございます。

○萬谷委員

多分、飼い犬に関しましては、狂犬病の予防接種は飼い主に義務と僕は認識しているんですが、打たない飼い主に対しての罰則等は何かありますか。

○植本環境政策課長

狂犬病予防法の中に、飼い主が予防接種を受けさせなかった場合につきましては、20万円以下の罰金に処されるということになっております。

以上でございます。

○萬谷委員

実行された例はありますか。

○植本環境政策課長

これにつきましては、警察が処分を科すものでございまして、全国的にも、平成30年につきましては、200件程度ございます。これは予防接種を受けないだけでなく、犬の登録をしていない方につきましても、合わせてそれぐらいの処分をしている状況でございます。

○萬谷委員

はい、分かりました。

フィリピンから帰ってきた方も犬にかまれて病院に行かなかったということで、しかも半年以上たって発症して亡くなっているということで、そんなに潜伏期間があるのかと本当に驚いているんですけれども、僕が小学校の頃には、犬にかまれたら必ず病院に行けど。今以上、多分、野良犬とか野犬とかは僕らのちっちゃい頃はおったと思うんですけれども、多分、野良犬に関しては予防接種を受けていないと。

例えば、そのときに習ったのが、狂犬病はかまれても発症するまでが勝負なんだと。その間に血清を打たないと、発症したらもう致死率100%、必ず死ぬんだというふうに僕は習ったし、狂犬病というけれど犬だけじゃない、アライグマにかまれて狂犬病が移ったというような例もあったので、学校、今の小学校の子供たちというのはそういうふうなのを御存じかなと思って。だから、例えば豚肉はしっかり焼いて食べなさいというのは、僕らの年代は常識かもしれんけど、結構豚肉は生で食べちゃったりしている人もいるような感じで、何で知らないかというのと、やっぱり教える人がいないからだと思うんです。

だから、狂犬病なんて14年ぶりとかって言っていましたので、そんなにしょっちゅうあるわけじゃないんですけれども、野生動物や野良犬、周南市のほうではちょっと危ないような野犬がよくおるので、何か小さい頃から教えておくべきかなとかいうところがあります。そういうところがございますので、ぜひ、かまれたら病院行こうね、ぐらいは教えておかないと、平気で放っておく人たちもいるんじゃないかなと思うの

で、要望というか、ちょっと知らせておく必要があるかなと思って質問させていただきました。すみません。

以上です。

○磯部委員

2点ほど確認させていただきたいと思います。

福祉のほうでも確認をさせていただいたんですけども、今、コロナウイルス感染の影響で、非常にいろんなところに影響が及んでいるのではないかとということで、細かいことは結構ですので、環境部所管の令和2年度の当初予算への影響ということで、主立ったことだけお知らせさせていただきたいと思います。

○植本環境政策課長

環境政策課の事業といたしましては、小学校低学年を対象といたしました自然体験学習会でございますひかりエコくらぶ、これもう3年目になりますが、これにつきまして、当初6月の広報の隊員の募集、それと、1回目の開催、7月に予定しておりました。これにつきましては中止をしているところでございます。

現在、改めて隊員の募集、秋以降の実施について、検討しているところでございます。

あと、中学生を対象とした企業等を講師に招いて、環境に関連した取組を授業形式で提供いたしますひかり環境未来塾、これにつきましても見合わせているところでございまして、現在、受入れ側であります学校側や講師であります企業側の派遣につきまして、可能な状況であるかどうかというのを検討しているところでございます。

以上でございます。

○小山環境事業課長

環境事業課の事業といたしましては、ごみの行方見学ツアーは当面受付中止としております。開始に向けて、現在調整中でございます。

そのほか、光市廃棄物減量等推進審議会につきましては、5月頃までに開催しておりました第1回目の会議につきましては中止とし、第2回目の会議は来年3月頃予定をしております。

以上でございます。

○中本下水道課長

下水道事業につきましては、維持管理事業、建設事業ともに特に影響なく進んでおります。

以上です。

○磯部委員

様々なところに、長年やられていたいい取組も継承できていないところいうところがありますけれども、今後、状況を見てしっかりと対応をしてくださいますよう

お願い申し上げておきたいと思います。

そしてもう一点、これもコロナウイルスの感染の影響で、職員皆さん、いろんなところに部署の皆さんが協力していろいろなさっているというのは十分に承知しているところでございますが、一般質問でもうちの会派の同僚議員が、アルゼンチンアリのことについて質していただきました。今まで長年にわたり、自然災害として地域住民の方たちも一生懸命取り組んでいただいて、担当の職員の方も地域の皆さんと一緒に頑張っていたいただいたおかげで、今は随分少なくなったというふうに、地域の方も、これからが本格的な勝負だということで、職員さんも必死に協力してくれて本当にありがたいという声もよく聞いていたんです。

しかしながら今年度、職員さんが減ったということを経験の方にはちょっとお伺いいたしまして、どうしたのかなということ、これもコロナウイルスの感染拡大の中の職員さんのいろんな取組がそういうところに助けを求められている状況なのかなというふうにも理解をしたんですけれども、今のところどういう状況なのかを確認させていただきたいと思います。

○植本環境政策課長

一斉防除などのアルゼンチンアリ対策につきましては、従来、環境保全係の2名の職員が対応しておりました。本年度は係の職員が3名から2名に、議員さんが言われたとおり1名減となりましたが、先ほどの補正予算におきまして、会計年度任用職員1名の配置を計上させていただきました。そういった1名の者を含めて業務配分を見直しまして、引き続き、アルゼンチンアリ対策につきましては職員2名体制で対応できるということで、以前と影響はないものと考えております。

地元協議会などとの協議につきましては、私と環境保全の係長と一緒に参加しております。以前と変わらぬ対応をしているところでございます。

以上です。

○磯部委員

では、今までどおりその職員の対応が協議会と一緒にやっていただけということでございますね。

それで、以前、市長からも、やっぱり積極的にやろうという、職員を派遣しようという非常にありがたいお言葉も頂いております。今までも、職員さんの本当に地道な御協力、目に見えない地元に対する御協力をいただいていることに関しては私、本当にありがたいことだと思っています。その辺りの引き継ぎ等、やはり協議会との信頼関係、地元との信頼関係というのが成果につながっていくものと思っていますので、今後とも、せつかくの今までの取組が台なしにならないように、今までの努力がまた一つずつ成果を挙げて、最終的に結果が出ると、そういったところに向けて、市長もあれだけ言っていたわけでございますので、結果を出さないと申し訳ないというような思いもありますので、そこは地元の方にしっかりと説明をしていただいて、スムーズな移行ができるようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件調査

①議案第52号 光市本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

説 明：萬治商工観光課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第42号 令和2年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長～別紙

質 疑

○河村委員

10ページの小規模治山事業のところ、要は施行箇所が崩れたというお話なんですが、原因等について何か把握をしておられますか。

○西村農林水産課長

小規模治山事業の被災原因等についてのお尋ねでございます。

被災原因を調査した結果でございますが、法面等の施行は適切に行われていること、また、同様の考えで設計された他の小規模治山事業箇所では被災が生じていないこと、加えて、異常な天然災害であると位置づけることができる豪雨に伴いこれらが生じている。これらから、災害級の豪雨に起因する想定外の被災であるものと判断しております。

以上でございます。

○河村委員

災害級の豪雨と言いながら、その当時の降水量等についてはどんな状況にあったんですか。

○西村農林水産課長

連続雨量で121mmを記録しております。

以上でございます。

○河村委員

24時間の連続雨量が121mm。

○西村農林水産課長

そのとおりでございます。

○河村委員

ほかに、ちょっと私の記憶ではなかったように思うんですが、法面と言いながら小規模治山事業なので、要は勾配等が当然きつい状況だとは思って、ほかにはない、雨水で崩れたという以外に原因はなかったということでもいいですか。

○西村農林水産課長

本工事の施工設計に関するお尋ねであると思われま。

本工事は、崩壊した法面、これを安定勾配に切り直す。崩土も含めて緩やかな勾配に、土砂を取り除く工事、これに加えて表面を植生して自然の山に返していくということを目的として実施するものです。

復旧の状況ですが、仕様書に法面を安定に保つ勾配が指針示されており、その勾配で成形され工事は行われております。これは、市の完了検査の中で確認しております。

また、植生シートというのを法面に張るんですが、これを張った後、やはり少し期間を置いて、植生が発芽することで安定を図ることがこの工事のメインになっているんですが、そこも、割と早い時期に実施されており、植生も十分に行われていた中で生じた被災ということで、これはもう原因が、災害級の豪雨によるものとしか判断ができないということでございます。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。ここちょうど脇田中央線の道路改良地の近接でありますので、高い山はほかにはないんで、要は、安定勾配を求めるためにも、例えば道路が新設できれば、そういったもの全部解除されるんで、そういった将来にわたっての改善方法というのもぜひ検討していただけたらと思います。終わります。

○田中委員

それでは、12ページの飲食店等の、先ほど2,000円以上の分で3カ月間の期間を絞って消費喚起を行っていくというような御説明がありましたが、市内の事業者の方からも、飲食店等の支援の中で課題として上がっている部分で声があったので、ちょっとお尋ねするんですが、こういう飲食店等で区切ったときに、県の支援でもそうだったんですけど、いわゆる保健所に届けているもので判断していくようになるかと思うんですが、ここに菓子、パン製造業とかが対象にならなかったということで、県の支援

でも10万円というものを頂けなかったという課題があったんですが、今回、市独自で行うということで、飲食店等には何が含まれるのか、聞かせていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

飲食店等に何が含まれるかということでございます。今想定しておりますのは、いわゆる行って食事をするような飲食店、これを中心としまして、その他飲食提供施設、例えばカラオケボックスでありますとか宿泊施設、このあたりを想定しております。

今言われました菓子パン製造業等、テイクアウトのようなところを、どこまで入れるかは、今後詳細な制度設計の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、消費喚起ということで、今回はこの予算規模でまず行うということなんですけれども、やはり理美容業界等もやっぱり支援が頂きたいというような声もございまして、一番大きなところは、特定給付金で10万円市民にあって、50億円というものが市内に落ちてきているという部分だと思いますので、これが市内に消費として回れば、それはもう本当にバブルのような状況になると思ひますので、今回、入り口はここなんですけれども、広く消費が喚起されるようなものとして広がっていくように期待しておりますし、今回は4,000件ということでしたんで、これは大きな反響があったらまたこれをさらに続けて広げてやっていくということも大きな支援になっていくと思ひますので、そのこともお願ひしておきたいと思ひます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務)

質 疑

○森戸委員

ちょっと一般質問で時間がなかった点がありますので、ここでちょっとお尋ねしたいと思ひますが、経済部が把握をしている県内、光市の経済状況、消費支出の状況、労働者の解雇や雇い止めの状況、倒産も含めて。求人者の状況、市内の高等学校の就職活動への影響、市出身者の学生の状況なり、その辺が分かれば教えていただけたらと思ひます。

○萬治商工観光課長

それでは、こちらで把握しておりますことについてお答えしたいと思ひます。光市

に限定した状況にはなりません。まず、消費支出につきましては、日本銀行の下関支店が公表しております山口県金融経済情勢によりますと、県内の本年4月と前年4月を比較した場合に、ドラックストアとかホームセンターなどでの消費は前年を上回っているものの、スーパー等の販売額では、前年比13.5%減少するなど、全体的にはやはりマイナスになっていると捉えております。

次に、企業の経済状況でございますが、民間調査会社が調査した中国地方の企業状況の5月の段階でアンケートによりますと、感染症の影響が既に出ていると回答した企業は70%に上っておりますので、かなりの影響が出ていると考えております。

一方で、県内の企業の倒産の数は、昨年4月でございますと17件、5月は10件なんです。今年4月は7件、5月は7件と、前年の同じ時期に比べて減少はしております。

また、県内企業の新型コロナウイルス関連の倒産は、4、5月で、準備中も含めて4件だと把握しております。光市の企業はないと認識しております。

次に、解雇や雇い止めの状況についてでございます。解雇の状況につきましては、下松公共職業安定所からは、現時点では雇用調整助成金の活用などもありまして、感染症による大きな影響は出ていないけれども、地域経済の影響と解雇などの雇用問題というのは時間差が生じるということで、今後引き続いて雇用の動向には注視する必要があるという見解を伺っております。

雇い止めの状況は、ハローワークのほうでも件数などは把握していないということでした。

次に、求人でございますが、これもハローワーク下松公共職業安定所管内のことにはなりますが、有効求人倍率は12月から4月まで下がり続けておりまして、昨年4月の1.4から今年4月は1.1というふうに大きく下がっている状況でございます。

それから、市内の高等学校等の就職活動状況でございますが、下松公共職業安定所からお聞きした範囲でのお答えになりますが、市内の高校生の就職活動は6月1日から各企業がまず下松公共職業安定所に求人申込書を提出しまして、そこを経て、6月末までにハローワークで審査をして、7月1日に各企業へ返却し、その年度で初めて企業と高校が接触する流れとなっているということを聞いておりますので、これからのことだと思っております。

あと、市外に出た学生の状況につきましては、こちらでは把握はしておりません。以上でございます。

○森戸委員

ありがとうございました。今後の第2波も含めていくと、今からがタイムラグで厳しくなってくる側面もあるでしょうし、飲食店等はまだまだお客さんも戻っていない状況であります。一層の注視が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

ぜひ、経済部にはお願いなんですけれども、いろんな業界も含めて、電話で状況を聞くなり、訪問するなり、肌で地域の経済を嗅ぎ取っていただいて、政策に生かしていただきたいと思っております。

一般質問でも、言いましたが、萩地域経済対策連携会議とかもやっておりますので、そういうことも参考にさせていただいて、政策づくりに生かしていただきたいと思

います。

それと、コロナの関係で交通事業者の現状はどういうふうになっているのか、バスの乗降とかタクシー等の部分ですか。交通事業者の現状が把握できていれば教えていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

交通事業者の状況についてでございます。

私どもが聞いた範囲にはなりますが、市内を運行しております複数のバス事業者からは、4月の路線バスの事業収入は前年同月比で35%から60%程度減少しており、5月は、前年同月比で45%から65%の減少とお聞きしております、感染症による影響はかなり出ており、大変厳しい状況になっていると聞いております。

このほか、離島航路もございますが、こちらも5月前年同月比では50%程度の減少が見込まれております。

タクシー事業者につきましても50%以上減少しているというところもあるとお聞きしております。

今後の見通しでございますが、6月以降、学校も再開されましたので、通学者の利用の増加も見込まれますが、一方で、通勤利用のほうはこれまでと多少生活様式が変わりましたので、バス等ではなくて自家用通勤を継続する方もいると思われ、バス事業者の方からは利用者が劇的に回復することはなかなか見込めないであろうということや、一度路線バスから離れた利用者が戻ってくるのはなかなか厳しいのではないかなどという展望をお聞きしております。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。こういったコロナの状況を受けて、公共交通の使い方も変わってくるような兆しがあるかも分かりませんので、現時点でどう捉えればいいのか分かりませんが、公共交通網形成計画に関して何らかの影響といたしますか、そういう部分は何か考えがございますか。

○萬治商工観光課長

計画自体にすぐに何か反映するということは考えておりません。

以上でございます。

○森戸委員

一番懸念されるのは、光市がバス事業等に出している補助金にどのように影響するのかというところなんです、その辺はどのように見通しを今後立てていくのか、その辺がわかれば教えていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

バス事業者の補助金の関係でございますが、事業収入は減少しているということ

聞いておりますので、今年度の補助金については増額にはなるであろうと思われませんが、ただ、現時点で具体的にどのくらいの影響額が出るかということにつきましては、今の時点ではお示しができない状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

昨年の決算ではどのくらいでしたか。補助金の総額は。

○萬治商工観光課長

昨年度のものについては今ございませんが、その1年前、30年度の決算で申しますと、民間バス運行助成事業につきましては約2,400万円でございます。

以上でございます。

○森戸委員

今後、それがどのように増えてくるか分かりませんが、かなりのものになるだろうかなというふうには想定できるかなと思います。

交通に関しましては以上で終わりたいと思いますが、今年度の事業の進捗についてちょっとお尋ねをするんですが、公共ICカードの導入についてはどのようになっているのか、その辺のところからひとつ。

○萬治商工観光課長

交通系ICカードの導入につきましては、本年度は中国JRバスさんが導入したいということで、予算も組んでおります。今現在は、国の補助の交付決定も下りまして、県、関連市町の交付の決定も終わっておりますので、導入に向けて進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。それと、今年度の、新年度で有害鳥獣事業に関して、集落診断等を含めて進めていくということだったんですが、その辺のところの状況はいかがでしょう。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

集落環境診断事業の進捗状況についての御質問であろうかと思います。新型コロナウイルスの影響によりまして、事業の開始時期が若干遅れてはおりますが、来月、7月頃から対象地域の活動組織と調整を行う予定としております。

事業の進め方ですが、まずは専門家指導のもと、活動組織を対象とした学習会、これを開催いたしまして、鳥獣被害防止計画の効果を発揮するためにどういったものが必要になるか、また、そういった有害鳥獣の生態や習性などについて学習をして、実践活動につなげていく、そういった準備を行っていく予定としております。その上で、

活動組織の方々とともに現地の集落環境等を調査し、加えて被害の発生場所あるいは加害動物、被害状況を把握するとともに、その情報を確認・共有するためにワークショップ等を行いまして、その結果を地図化したしたいと考えております。

この地図化した調査図をもとに、先ほど申しました専門家の指導のもと、課題を解決するための施策、これらを検討の上、その地域事に見合った鳥獣被害防止活動計画を作成することとしております。

これら全てを活用しまして、実践活動につなげていくことにより、効果的な有害鳥獣対策につながっていくものと考えております。

なお、今申し上げた実践活動まで、また、検証や反省等、そういったものも含めまして、年度内には完了をさせていくという予定で進めております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

○磯部委員

どこの所管でもお聞きしているんですけれども、今、先行議員さんからも令和2年度の予算についてのある程度の影響のことについて御説明がありましたが、そのほかに主立ったもので影響されているものというものについてお聞かせいただきたいと思います。

○萬治商工観光課長

今年度予算措置に直接的・間接的に関係するものとして、まずは商工観光課所管分について申し上げたいと思います。

雇用の日メッセージフェア、それから周南地域産業観光ツアーや光花火大会などの人が密集するような行事、イベント等の中止が決まっております。また、光まつりにつきましても、今月下旬に実行委員会において方向性が協議されると聞いております。

また、先ほどお答え申しましたが、市営バス等をはじめとします公共交通機関の利用者が減少しております。また、テクノキャンパス研修センターにつきましても、施設の利用自粛要請、貸し館の利用停止をしておりましたので利用者の減少等、これらによる影響が見込まれておりますが、事業費等の影響額につきましても、現時点では精査をしておりません。

以上でございます。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

続きまして、農林水産課所管分について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市の財政運営も多大な影響が見込まれる中、事業の必要性や優先順位等も考慮した上で、内部で精査いたしました。農林水産課の所管事業におきましても、各種補助事業や、有害鳥獣対策など、市民の生活に直結する事業も多く、現時点におきましても事業の見直しあるいは中止に至ったも

のはございません。

また、例年11月に開催をし、今年も予定をしておりますひかりふるさとまつりについてでございますが、先ほどの光まつりと同様の状況ではございますが、現在、実施の可否も含めまして、実行委員会と協議を進めておるところでございます。

また、農村婦人の家や周防多目的集会所等の所管管理施設がございます。こちらについては、御承知のように、休館あるいは貸館利用の停止を行いましたことから、利用者の減少による影響が僅かではありますが見込まれております。

なお、指定管理者による利用料金制を導入しておりますことから、予算には直接影響はございませんが、フィッシングパークにおきましても、同様に、休園による利用者の減少というものがございました。

以上でございます。

○弘農業委員会事務局長

農業委員会所管分につきましては、農業委員会の総会自体の話になりますが、コロナの影響で人数を農業委員のみで会議を開催するとか、3密を防止するための施策をしたということで、市民に直接というのは特にはございません。

以上でございます。

○磯部委員

ありがとうございます。

様々なところで影響があるとは思いますが、市民に密接したものについては、しっかりと実行していくというお答えを頂きました中で、全国的にも今、地産地消を推進する中での農業の生産者、そして漁業、この生産物がなかなか売れないと、そういった現状があるというふうなこともお聞きしております。せつかく、この農業・漁業に関しては光市も力を入れてきたところではございますが、地産地消の重要性を発信することと合わせて、現状が分かればお知らせいただきたいなというふうに思っております。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

まず、農業・漁業の生産物が売れない状況についてでございますけれども、主立ったところには聞き取り等も実施をしております。こうした状況については、私どもも聞き及んでいるところではございますが、飲食店の営業自粛やイベント中止等による販路の減少が大きく影響しておるものと考えております。その中でも、特に漁業への影響が大きいというふうに認識しておるところであります。農業につきましては、今のところ大きく影響をしておるという声は聞こえてはおりません。

先ほど申しました漁業のところについて、ちょっと触れさせていただきますと、特に単価が高い生産物のところがどうしても影響が大きくなってございます。特に、そういったものが売れない状況としてお聞きしていますのが、この間、主に周南市の飲食店で消費をされてきたアワビ等については、やはりなかなか値がつかない時期があったというふうに聞いております。

また、今後、漁の最盛期を迎えようとしておりますハモについても主な消費地である関西圏において、祇園祭をはじめとした大規模なイベントが中止の決定がされているというような状況もありますことから、例年どおりの売上げが見込めない可能性があるというふうに伺っております。いずれも漁協からお聞き取りをさせていただいているところでございます。

現在、緊急事態宣言解除を受けまして、飲食店の営業再開など、社会経済活動レベルも徐々に引き上げられている状況ではございますが、特にハモ漁は、市内漁業者の最大の収入源というところでもございますので、漁協とも連携して、引き続き販売先の状況等については注視をしてみたいと考えております。

また、地産地消の重要性というところでもございますけれども、私どもも、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、市民の食に対する安全・安心の志向が一段と高まったと感じておるところでございます。こうした機会を捉えまして、このたびの災禍を、より一層の地産地消を推し進める契機としたいと考えております。

こうした中で、農業の視点から申し上げますと、直売所機能を有しております里の厨が、様々な感染防止対策を講じながら、この間、営業を継続してきました。こうしたことが農産物、農業者への影響を最小限に食い止めることができたのではないかと考えております。そうした果たした役割というのは非常に大きかったのではないかと考えております。同時に、先ほども申し上げました市民の安心・安全な食を守るための地産地消の重要性については再認識したところでございますので、引き続き、JA等とも連携しながら、市民に対する地元農産物のPRに努めてまいりたいと思っております。

一方、重大な影響があったと申し上げました水産物については、今回の状況を受けまして、やはり販路が狭いと影響を受けやすいという実態を、我々も、漁業者も感じ取ったところでございますので、そうした販路拡大の方法の一つとして、地産地消というのは有効であるというのが農業のほうでも証明をされましたことから、より効果的な取組となるよう、漁協とも連携しながら、可能な限りの支援策につきまして、具体的なものはございませんが、地産地消という側面から、我々がサポートできることはないかという視点で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○磯部委員

光市のブランドでもある魚、ここはやはり長年にわたってニューフィッシャー制度を担い手育成で力を入れてきたところでもございますので、しっかりとその辺りの現状を把握しながら、販路拡大、その辺りも合わせて、農業と合わせて1次産業がきちっと収益が上がるような、何かそういうことを実践していただきたいということをお願いしておきます。

それで、もう一点、最後に、これが影響されているのかどうか分かりませんが、昨年でしたでしょうか、一昨年でしたでしょうか。室積の栽培漁業センターの跡地の売却について、いろいろ課題を整理しながら進められているというふうにお聞きしております。まさにここは、魚のそういったところの販売の拡大のエリアにもなるかと思っておりますが、今々のところ、どのような状況なのかを教えてください

いと思っております。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

栽培漁業センターの跡地売却の状況についてでございます。これまでも御案内をしておるところでございますが、公募型プロポーザル方式により募集をいたしましたところ、1事業者から応募がございました。応募書類等により資格審査を行ったところ、不備はなく、募集要件も満たしておりましたことから、4月22日に光市栽培漁業センター用地売却事業者選定委員会を開催いたしました。その場におきまして応募者からの提案内容についてのプレゼンテーション、これに対しまして、委員によるヒアリング審査、これらを実施しました結果、基準となる標準点数を満たしておりましたことから、当該事業者を売却先としての優先交渉権者として特定をしたところでございます。現在、募集要項に規定しております売却条件に基づきまして、当該事業者との正式な売買契約書の締結に向けて現在交渉を進めておるところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

もうちょっとスケジュール的のところ、どれぐらいのところでその辺りが締結されるのか。

もう一点、条件が何項目かあったと思うんです。ちょっと記憶の中で何点か、5項目ぐらいありました。その辺り、どういう条件だったのか、クリアされているところなのかというのを教えてください。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

今後の契約に向けてのスケジュールですが、まさに大詰めのところでございまして、6月中の正式契約に向けて交渉を継続しているところでございます。

契約後から60日以内に、その契約金額に基づいてお支払いを頂くという流れにしておりますので、その後、所有権移転等を、早ければといいますか、目標としては8月中には完了をしたいというところで、そこに向けて取組を進めているところでございます。

募集に際して設定しました条件でございますが、今回の募集に際しましては、基本コンセプトである光の海の恵を感じるにぎわいの場づくり、それと、水産業6次産業化に向けた水・商・工連携の拠点、安全・安心な地元産品をそろえる地産地消の拠点、それから、漁業関係者と消費者の交流や水産業の情報発信の拠点といった施設整備方針を実現するために、求められる施設機能としてさらに5項目を設定したところでございます。

まず、その5項目のうち、まず地元産海産物の販売機能、それから、地元海産物を活用した飲食物の提供機能、これを必須の2項目とさせていただいております。残りの3項目ですけれども、地元海産物の加工機能、地元海産物加工品の販売機能、それから漁業関係者との交流や水産業に関する情報発信の機能、この3項目を設定させていただいておりますが、この3項目の中から1項目以上を選択して施設整備を行うこ

とというのを売却の条件とさせていただいておるところでございます。

参考までに申し上げますと、応募していただいた事業者からは、これら全てを積極的に取り入れたいというところでの御提案をいただいております。

以上でございます。

○磯部委員

いいですね。今さっき言った漁業の魚の販売拡大の部分に関しては、これは非常にありがたい提案だと思っておりますので、大いに期待しております。これ長年の懸案事項で、やはり地元の活性化策にもなりますので、ぜひとも早期の完了により、にぎわいがもたらされるように期待をしておきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

ちょっと今の続きを言わせてください。

販路拡大で、栽培センターの跡地にそういう加工業者の選定だったと思うんですが、通常、漁協の競りにかかるといいますか、市場にかかる業者というのは加工業者今までなかったと思うんですけれども、そういった、要は競りにかけられる市場の入所する人たちの拡大のようなことも図られるんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

直売ということになりますと、当然、現状の市場を介して仲買さんを介してという仕組みのところは課題になりますので、そこについては供用開始に至る段階で協議は必要になってこようかと思っております。

現時点でそういったところを完全にクリアできていないというのが現状でございますので。先ほどちょっと募集条件の説明のところでも触れておりましたが、供用開始は契約締結から5年以内というところで設定をしておりますので、その5年の間にそういったことをきちんとクリアをできるように、市としても協力をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それから、販路拡大と言うたときに、ちょっと私には思いつかないんです。今の栽培センターの加工業者にそういった市場の産品があるということであれば多少の融通がつくわけですけれども、通常は市場で競りに係るんで、販路拡大というのは何の販路を拡大するのかという、その辺の認識がどうもちょっと違うんじゃないかなと思いますので、できることなら、手伝えるものなら手伝ってほしいんです。そういったものを手伝うて、極力漁業者の収入を増やしてあげることが大切なことですから。ただ、ほかにもそういった生活を維持している人もいるんで、その辺りのところも十分考慮しながら、そういった販路拡大を積極的にやっていただいたらと思います。

それから、移動バスといいますか、デマンド交通というような話のいろんな調査を

されておったと思うんですが、今のような状況の中で、なかなかその後の進捗状況というのを聞くことのお機会もないんですが、ちょっと進捗状況等含めてお知らせいただけますか。

○萬治商工観光課長

デマンド交通についての進捗の状況でございますが、コロナの影響もございまして、今年度に入ってから話し合い等はなかなか進んでいなかったという状況でございます。こちらからも話し合いに参加するということにはございませんでした。

ただ、周防地区で6月に入りまして地域で話し合いを持たれまして、アンケートを今月する、もう今されているかも分かりませんが、という状況は聞いております。

以上でございます。

○河村委員

前にも言いましたけれども、今の高齢者がもうこれ以上待てないという話が出る中で、どうやったら早くまとめて利便性を確保するかというところに、どうも欠けていると思われまますので、その辺りの、要は積極的な対応をしていただくことが一番大事だと思っておりますから、ぜひ急いで対応をしていただけたらと思います。

それから、認定農業者についてちょっと話をさせていただきました。担い手農業あるいは農地の集約について、この認定農業者を増やすことが農業の活性化にもつながるというふうに思っておったんですが、この3年間の推移を見ても現状維持だと。何がまずかったのか、どうすりゃええというふうに思っておられるのか、ちょっとその点をお話しいただけますか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

認定農業者の伸びが少ない、なり手が少ないというところでの御質問でございます。市としての考えを申し上げますと、認定農業者に認定をされますと、様々な支援措置というものがございます。例えば、機械や農地取得時の低利融資でありますとか、機械導入時の税制優遇等というものがございますけれども、例えば農業者の中でも、機械導入の予定がない高齢農家者にはメリットが感じられないという点であったりですとか、認定農業者でなくても農業ができないわけではない、経営に支障がないというようなところで、現状に満足をしている方であれば、実際の農業をしながら、その合間に計画を出してというところにまでには至っていないというような現状があらうかと思っております。

もちろん、委員御案内のとおり、我々としても認定農業者を増やしていきたいと考えております。その策定された計画に基づいて経営されることで、安定的な収入を得られたり、計画的に作付けを行ったりといったところにつながりますので、積極的に声かけ等はさせていただいているところですが、先ほど申し上げたところも要因として、なり手が少ないというような現状ではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

高齢化が進んでいる、あるいは現状に満足をしているという、なるほど、高齢についてはやむを得ない状態ですから、ただ、現状に満足しているというのは、そうは言いながら、要は専従農業者といいますか、専業の農業者が少ないんです。基本的に。それを、要はこの制度を使って増やしていこうという話じゃないんですか。そこがどうも、ちょっと響いてこん。いかがですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

計画的な農業経営による増収や、安定的な収益を望んだりといったところを目指している農業者もいらっしゃると思います。しかし、実態としては兼業農家が非常に多い状況であります。専業農家で、生計が農業1本で維持できるということであれば、もちろんそれが一番いいと思いますが、そうなると大規模な農地が必要であったり、小規模な農業者が市内では圧倒的に多いことから、なかなか農業だけではやっていけないところが現状でございます。繰り返しになりますが、こうしたことを踏まえつつも、認定農業者を増やしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

41人の認定農業者の方が増えていかないというのは、今言われたのでとらまえ切れない、要はこういった制度を使って農地の集約をもっと増やしていこうと。今、農地のほうは農業委員会のほうで、今までとは違う新しいやり方の中で、増える方法はあるわけですから、しかも、田舎に行きゃ今頃やりたくない、もうそのまま耕作放棄、あるいは似たような状況、いっぱいある。だから隣接、今までじゃったらあっちこっち掛け持ちをすることで機械の搬入搬出が大変じゃったんじゃないけれども、隣接地を求めることで今まで以上の効率のいい農業が目指せるわけです。それをやっぱりお手伝いをするのに、要はいろんな5年計画を立てたりする中で、どうやって、面倒くさいと、わしらトラクターに乗っちょるだけでという思いが強い話になっちょるから、そういうものを含めて、これ全部通じちょるです。新しい農産物も含めて、本当は、前聞いたときに、いやいや、いろんな取組をしよりますとかって言うから本当かと思ったけれども、実際にはそれほどじゃないでね。計画農業にしても、うちで言うたら、里の厨で今の生鮮野菜を売るぐらいの話じゃ、そねいに何軒も何軒もみんなが食べれりゃへんのいね。そういうものをまとめた農業を進めていかんにゃ、当然、その認定農業者も増えていかないし、積極的に、じゃその農業委員会に入ってこういうことも改善してくれえやというような話も来ん。やっぱりもうちょっとみんなが前を向いて行けるようなやり方をとっていかんにゃ、そのために行政があると思うてもろうたらと思えます。ぜひそういった対応をしていただいたらと思えます。

それから、先ほどから雇用の話やなんかいろいろあったんですが、ずっと人口減少が続く中で、できればその新しい、言えば就職口が必要になってくるわけですがけれども、経済そのものは良くなったり悪くなったりの繰り返しなんですけれども、例えばうちの、周防の工業団地の中で、どのような状況というか、結構今工業団地そのもの

は活発なんです。そういった動きを察知して、うちには今の、ほかにもいろんな制度で雇用を確保しようという制度がありますから、そういったものを積極的に使っただけのことが大事なんで、そうすると、待っていただけじゃそこへ行かんので。そうすると積極的に相手のほうへ訪問をするなどして、アンケートだけじゃなくて、そういった調査も話をするのが大事なんです、その辺りはどんなですか。

○萬治商工観光課長

工業団地のお話を頂きました。確かに工業団地のほうは全区画も埋まっておりまして、その他の産業団地、ソフトパークも完売したということもあって、今、市が持っている区画がありませんので、なかなか積極的に行ってお話をするということをしておりません。

委員仰せのとおり、どちらかといいますと待ちの状況になっているという状態でございます。

以上でございます。

○河村委員

もうちょっとだけ。おっしゃるとおりとするならば、何で行かにかいけんのかというのは、好不況の中で、現状の団地で満足されているかどうか。景気がいいときには工場でも増やそうかというところも当然あるし、工場が悪ければこの駐車場を半分でも売ろうかというところがあるかも分からん。でも、そういうものをきちっと把握する中で全体を回すことができると思うんです。

例えば、こないだちょっと話を聞いたのは、昔の金属会社さんが辞めたと言うんじゃないで吸収されたんです。その吸収した会社がどういう会社なのかという把握ができていくかどうかという問題なんです。元々がメッキ工場で、吸収合併なり変化する中で、どういう状況になったんかというのはある程度把握をしちよかにかいけんことなんです。そんなことを含めて、ぜひ、要はそういったところの、年がら年中忙しいとは思わん、皆さんの仕事が。だから、手が空いた時期を、じゃ、例えば6月、7月はこういった個別訪問をやるとか、そういうような仕事のあれをつけて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第53号 市道路線の認定について

説 明：邊見監理課長

質 疑

○河村委員

これ、宅地開発により帰属した土地が幅員5 mということですが、6 mというのが基準じゃなかったかと思うんですが、そのあたりはどんなですか。

○邊見監理課長

本市におきましては、光市市道認定要綱というもので審査を行っておりますが、この第6条によりまして、市道認定の基準として、幅員は4 m以上としております。以上でございます。

○河村委員

宅地開発、家が建つのに4 mというんじゃないくて、市道認定をするのが4 m以上という基準なの。

○邊見監理課長

市道認定では4 m以上としております。以上でございます。

○河村委員

既存の宅地周辺道路で4 mあれば認定はしてくれるという解釈でいいの。

○邊見監理課長

今は幅員だけ申し上げましたが、市道認定要綱の中では幅員以外の条件も幾つかございまして、それによりまして、例えば袋状の道路である場合は、例えば4 m以上6 m未満であるときは35m以内の区間ごとに、と終端に自動車の転回広場を設けるとか、道路が交差する部分には角切りを設けるとか、あるいは排水施設の基準とかも別に定めがございますので、そういったものを全て審査する必要がございます。以上でございます。

○河村委員

行き止まりのその道路ですけれども、これは境界については側溝ができちよるんでしょうか。それと、一番奥の回転場というところはまさか駐車場代わりにするようなことはないような構造になっていますよね。

○邊見監理課長

そこは転回広場というようなことで申請を受け付けているということでございます。

○河村委員

側溝は。

○邊見監理課長

側溝につきましては、道路の両端に設置されております。転回広場の手前まで側溝がずっと真っすぐ続いているような構造になっております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、転回広場には側溝がないという。

○邊見監理課長

転回広場の正面の入り口の部分だけ横切っているような構造になっております。以上でございます。

○河村委員

転回広場の入り口のところに真っすぐ側溝が通ちよるということだね。分かりました。当然だと思いますが、この市道認定をするに当たって、宅地との境界というのは、事業者のほうでくいは打ってある。

○邊見監理課長

プレートが打ってあるということでございます。

○河村委員

プレートちゅうのは、県が認定する境界ぐいではなくて、業者が測量した境界ぐいがあるちゅうこと。

○邊見監理課長

そのとおりでございます。

○河村委員

その業者がやったその境界ぐいというのは、今後については、お互いの境界ぐいとして認定するというのでいいんですね。

○邊見監理課長

基本的にはそのような考え方でいいと思いますが、基本的には疑義が生じたときに公図等を照らし合わせながら確認をして判断することになるろうかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

ということは、通常の例えば境界紛争が起きたときと同じような考え方で、大きな県のくいがお互い従前にそこを境界と認めたということになるわけですが、その業者がやったくいというのは、そういった効力はないという解釈なんですか。

○邊見監理課長

境界標につきましては、公図と一致するということが重要な点だと思いますので、公図と一致しないような境界標があるときにつきましては、改めてその境界の確認の必要が出てくることだろうと思います。

以上でございます。

○河村委員

いいです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第42号 令和2年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：松並都市政策課長

質 疑

○萬谷委員

虹ヶ丘公園の防災について、今歳入で何個か言われたんですけど、400万円と350万円と、これ1,350万円、光市が単独で出し分はどのぐらいになるか、もう一回ちょっとその辺、歳出はいいんですけど、歳入のほうの内訳を。

○松並都市政策課長

虹ヶ丘公園防災安全対策に係る財源内訳について、恐れ入ります、11ページをお願いいたします。

11ページの上から7段目の公園整備事業費の段でこのたびの補正額1,350万円、この右側に財源内訳の表がございます。この中で国・県支出金400万円、これが防災安全交付金でございます。それから地方債、先ほど申し上げました公園整備に係る起債、360万円でございます。残る590万円を一般財源として財源を補正しようとするものでございます。

財源内訳につきましては、以上でございます。

○萬谷委員

国・県支出金が400万円とありますが、危ないと思ってそういうふうに出してくれるんだと思うんですが、今ちょっと危険地域ですよ、あそこ。赤色だったと思うんですが、この工事が終わったら何か変化はあるんですか。もうそのまま、今のまま。

○松並都市政策課長

赤色とお尋ねがありましたのは、土砂災害特別警戒区域の指定地ということかと存じます。このたびの虹ヶ丘公園法面につきましては、平成30年7月豪雨により一部の

法面が被災しまして、復旧を図りましたが、当時被災しなかった部分につきましても、同様のおそれがあるということで、都市公園の公園施設と公園利用者等の安全を確保するために法面对策を行おうとするものでございます。土砂災害特別警戒区域の指定地に含まれていることを理由に対策を行うものではありませんが、指定権利者である県との協議において、対策により特別警戒区域が解除できるのかといったようなことは協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

○河村委員

ちょっと今の続きにもなるんですけども、今、虹ヶ丘の造成地といいますか、住宅そのものが元来、市が造成をして造ったところじゃないですか。一昨年、そこが豪雨災害に該当したと、なおかつ土砂災害のレッドゾーンにもなっていると。そういったときに恒久的なレッドゾーンの解除をしようというその発想にならないというのがちょっと理解できんのですが、その辺の考え方をちょっと教えてもらっていいですか。

○松並都市政策課長

先ほども御説明申し上げましたように、このたびの補正いただこうとしている対策につきましては、土砂災害特別警戒区域の解消のためというよりも、公園施設あるいは公園利用者の方々の安全対策、これを確保しようとするものでございます。

それから、少し土砂災害特別警戒区域についてのことを御説明させていただきますと、土砂災害特別警戒の指定は、法に基づきまして、土砂災害のおそれのある区域について、この危険性の周知や一定の行為の制限といった、いわゆるソフト対策を目的とするものでございます。特別景気区域の指定により斜面对策でありましたり、工事を行うといったいわゆるハード対策をすることを求められているものではございませんので、このことは御説明をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと話をするポイントが違うんですが、この造成地そのものが、要するに原因者は誰かというときに市じゃないんですか。このレッドゾーンができた原因は市の造成によってできたんじゃないんですか。そうすると今レッドゾーンに該当するところの宅地というのは、資産価値ゼロですよ。それまではそういった法律がなかったんで、当たり前宅地として評価額どおりの売買が行われておったわけですが、今後はそこへ新たに家を建つかというときに建たん、レッドゾーンについては。建つところもあるわけ。そんなところも、要は市がやったそういう造成について、きちんとした評価が得られるような土地として、その改善をする、市にも義務があるんじゃない。どうですか。

○松並都市政策課長

市が造成した団地、民間が造成した団地等ございますけれども、確かに比較的近年、立法化された制度でございますので、当時は適法に造成をされていたものが後の制度によりまして指定を受けた区域であるということ、当時の原因者というお尋ねかと存じますが、繰り返しになります、特別警戒区域の指定をもってハードの対策をするということは求められておりませんし、建築行為のことで申し上げますと、ここは建物を建ててはならないというエリアではございませんので、土砂災害のおそれのあるエリアであるからこそ、建築基準法関係法令におきまして一定の構造基準であれば建てられるというような法制度になっておりますので、決して建物が建てられないエリアになったわけではないということは御説明しておきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

誰が原因者かというその話もさせてもらったんですが、前に県道光柳井線の金山のところで再々法面が崩壊をしておったわけですが、今県道になって、この間、法面が崩れたときに、今までの勾配を変えたのいね。恐らく気づいておられると思いますよ。とすると、その上にある畑の面積ちゅうのは減ったのいね。当然、法面が緩やかになったんじゃから。そうすると要は有効面積が減ったときのその土地の価格ちゅうのは、どねえなるわけ。通常は全部市の買収である道路を造ったんよ。だからあそこへ出てきた法面だって全部、それは市がやったことなんよ。その上にある土地の人に、持ち主にあんな、罪はないわあね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

今の件はまた別にして、本来なら、私、前にも提案したと思うんですが、この虹ヶ丘公園の改良をするためには、要は法面をもっと緩やかにする、要するに上の高低差をもっと掘り下げて、例えば1mでも土砂を撤去することができたら、その分恒久的な対策になるわけですしね。そうすると、今一番行政的に困っちゃうのは、土砂の持って行き場がないのいね。だからうまいこといかん。どこかほかにも土砂を持っていくところがないから、これ経済部じゃったけど、いまだに災害復旧ができん場所があるのいね。そういうところを改善するためにもこういうレッドゾーンをできるだけ解消するというので今のこの工事を防災交付金というのをうまく活用できたというんならまだいいような気がしますけどね。そうじゃない、そこまでの効果は全く、それはできてからの話ですというんじゃないで、そういうことを総合的に考えた対策をぜひ取っていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①令和2年度の山口県関係事業について

説 明：邊見監理課長

質 疑：なし

②光市橋梁長寿命化修繕計画

説 明：酒向建設部次長兼道路河川課長

質 疑

○河村委員

川口のところが橋だという認識がなかったんですが、この間、工事が始まって改めて橋かどう認識をしたところなんですが、光井でいうとそこの製鉄の東門、あるいは武田の正門前、汐入川のところも当然橋になるわけいね。あそこの結果というのはどういう状況じゃったんですか。昭和13年じゃから、もう80年経過しちよるんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒向建設部次長兼道路河川課長

汐入川に架かっている橋についての御質問をいただきました。

汐入川に架かっている橋ですけども、汐入武田正門前橋第3橋がございまして、平成27年度に補修は終えております。

以上でございます。

○河村委員

橋の工事をやったという理解が私になかったんで、通常、通行止めしたりすると当然その話があるわけですが、自治会長にも知らせんと工事をやるちゅう理解がちょっと苦しみますけどね。結構全長でいうと長いですいね。今、新日鐵の野球場のほうからずっと今の武田の正門のほうまで距離が長いんですが、それは中を補修したということなんじゃろうか。一回はぐって何かやったということなんじゃろうか。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

先ほどの答弁でございますが、汐入川に架かっているということで御説明をさせて

いただきましたが、汐入武田正門前橋第3橋は、汐入川から支川に入るところの箇所
でございました。訂正させていただきます。

委員仰せの長い橋でございますが、武田正門前橋という橋になろうかと思ひます。
これにつきましては、申し訳ございませんが、資料を持ち合わせていません。

○河村委員

今言われたような武田の今の最初の橋は体育館のほうへ出ていくところの恐らく
橋をいうて、その正門前橋というのが今現実的に汐入に架かって、新日鐵のほうへ行
く橋のことをいうんですが、別にいつ補修をしたかちゅうのが聞きたいわけじゃない
のいね。点検を恐らくしたんですね、この長寿命化修繕計画というのは。その結果と
して、もう80年経過しておりますので、どうじゃったんじゃろうかと。結果ですよ。
じゃあ、また後で。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒向建設部次長兼道路河川課長

武田正門前橋の健全度は2という結果になっております。

○河村委員

危険が2。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

健全性は2、判定区分2ということになっています。
以上です。

○河村委員

健全化が2ということはどういう状況じゃったですかいね、ごめんなさい。何ペー
ジかいね。これか。分かりました。通常、コンクリートにしたら何か60年とか、耐用
年数をこう言ったりするんで、もうちょっとひどい状況かなとこう思うたわけですが、
やはり通常の点検が大事なんですね。特に距離が長いんで、今災害や何か起きたとき
に水があふれ出すというようなことがないように、しっかりふだんの点検をしていただ
きたいと思ひますし、例えば土砂が堆積をすれば、そのあたりについてももしっかり除
去していただくというその点検をお願いしたらと思ひます。

終わります。

○萬谷委員

ちょっと先ほど言い忘れたんですけど、県の事業の22番、光井川ほかというところが
浚渫が、西の河原川があったんですけど、どこら辺を浚渫されるかお聞きしていま
すでしょうか。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

西の河原川の浚渫につきましては、国道付近ということを県から聞いております。以上でございます。

○萬谷委員

何年か前に浚渫をやられたんですけども、あのときに線路から国道の間をやったと思うんです。両側に桜があって、非常にやりにくそうだったんですね、浚渫が。結果的に何かまだ浅いんじゃないかというぐらいの、申し訳ないけど、ちょっと今浅いですよね、すごい。ちょっと見に行って、砂がたまっています。それをできれば国道付近じゃなくて、簡単に言えば、ゲオの隣の辺ですよ、あの辺、確かにどうやってやればいいのかっていうのがぴんとこないんですよ。重機が入りづらいし、どうやってこうやるかなちゅうのがあるんですけど、ちょっと業者任せではなくて、皆さんもみんなで知恵を絞ってどうやってやればいいのかというのを考えて、あそこを深くしないと、今からもちょっと質問するんですけど、そっちのほうの関係もありますので、ちょっとお願いします。

それと、浅江地区というか、駅の周辺のほうなんですけど、今日はもう雨がやんだのであんまりそんなことはないんですけど、よく水がたまるんです。膝上ぐらいまでたまるというケースが多く、その度に何年かに一回ぐらいは床下浸水ぐらいまでにはなるんですけども、僕がちっちゃい頃はあそこまで虹ヶ丘に家が建っていなかったの、よく奥のほうで遊んでいたような、いろんな小川があってそこで遊びよったんです、僕らね。だからあの水どこに行ったのかなと思ってるんですけど、全部今地下水になっているはずなんですよね、虹ヶ丘の。いろいろこう排水施設とかいろいろ虹ヶ丘の中にもありますので、そういうところで何とかやっているんでしょうけども、こう何年かに一回水がたまるところに対して、確かに排水能力に限界があるとか、いろいろ水が集まる場所なんじゃけしようがないのかなとは思ってますけども、何とかせんにゃいけんかなというお考えがありましたら、ちょっとお聞かせいただければうれしいなと思っております。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

道路に水がたまるということですが、平成30年の7月豪雨の際、または最近の短時間での集中豪雨によって水がたまるというような状況につきましては、認識はしております。近年の雨の降り方を踏まえて水路や側溝の状況を再確認いたしまして、排水処理の方法について検討してまいりたいと考えております。

○萬谷委員

分かりました。いろんなところ、もう詰まっているところもあると思いますので、いろいろ考えてもらいたいなちゅうところがあるんですが、でもこっちは高くすればそっちも低くなるし、いずれどこかたまってしまいうndらうなと思うところもあるんです。だから致し方ない部分もあるんですが、ちょっと頭の隅に入れておいていただければと思っています。

それと、昨日の病院局のときにちょっと質問させてもらったんですけど、旧病院をどうするんかという言い方で、病院側の答弁として、もう建物に関しては価値がないようなので、建物は解体したいと考えていると。それとあと、その辺もろもろで、近くにちょっと老朽化した市営住宅もあるわけですし、いろんなことを考えてあの辺をこうデザインできるんじゃないかって病院局に聞いたら、まだ建設部とよく話していませんとは言っていました。建設部の都市計画というところも考えて、あそこら辺を一带を考えたほうがよりいいことになるんじゃないかなと思っていますので、ちょっとぜひ、まだいろんなことは話していないと思いますけども、横のつながりとして病院局と会話を持つというところをちょっと考えていただければなと思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○磯部委員

簡潔明瞭に2点だけ聞きます。

令和2年度の当初予算への影響について、簡単に主だったことだけ教えてください。コロナ感染の影響で各所管にお聞きしているんですけども、その影響で令和2年度の当初予算への影響というものが何点かあるのではないかなと思っていますので、主だったことだけ教えてください。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

まず、道路河川課で発注しております主な事業につきましては、現時点で影響を受けた工事及び業務委託はございません。

また、市長答弁にもありましたように、市長の指示を受けまして緊急度や優先順位を踏まえ、今年度当初予算で計上している事業の中で今回実施しなくても影響が少ない事業があるかどうか、検討中でございます。

○邊見監理課長

監理課につきましては、影響あるものはございません。

以上でございます。

○沖本建築住宅課長

建築住宅課では、年に1回、4月の下旬に市営住宅の入居に関わる関係事項等の調査・審議を行う光市営住宅居入居者選考委員会を開催しておりますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、今年度につきましては取りやめといたしております。委員の方々には、資料を配付をいたしております。

以上でございます。

○松並都市政策課長

都市政策課でございます。幾つかございますので、簡潔にお答えをさせていただきます。

まず、当課が発注あるいは委託する工事や業務につきましては、現時点においては影響はございません。

あと会議の関係で、光駅のデザイン会議を4月22日に開催予定でしたが、書面会議に変更いたしました。

それから、毎年度実施しております花壇コンクールにつきましては、今年度の開催を見送ったところでございます。ただ、これにつきましては、今後の感染状況によりましては、秋以降になろうかと思っておりますけれども、花壇造りを楽しんでいただけるような方法を検討してまいりたいと考えております。

それから、冠山総合公園の関係でございます。

指定管理者におきまして、恒例のぼたん祭、ばら祭、しょうぶ祭、こういった多くのイベントの中止が余儀なくされたところでございます。

また、オートキャンプ場につきましては、4月8日から5月31日まで利用を停止いたしました。6月1日から利用したところですが、当面6月18日までは県内の在住者の方に限って御利用いただいているところでございます。

それから、こどもの森でございます。こちらも4月25日から5月24日まで利用停止をいたしまして、5月25日からは県外の方には自粛をお願いしておりますが、利用を開始しております。

それから、研修室と副管理棟、これはいわゆる貸館として御利用いただいておりますが、3月10日から4月7日まで自粛をお願いいたしまして、4月8日から5月24日までは利用停止、その後25日からは光市の市民、それから市内の団体の方に限りまして御利用いただいているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

いろいろなところに影響があるのだなというのが確認できましたので、今後いろんな面で、また延期してできるところは開催するということが分かりました。

一つ、ちょっと心配していたことがあるんですけども、このコロナウイルスの感染の影響で住宅をやむなく失ってしまったような人が光市内でもあるのかなと思ひまして、そういった方への市営住宅への希望者、そのあたりのお問合せなんかがあったのかどうか、そのあたりを確認、1点だけ確認させてください。

○沖本建築住宅課長

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や廃業等に伴って、住宅を失った方や社宅や寮などから退去を余儀なくされた方のために緊急入居用として、現在、市営住宅を用意しております。これまでに1件の御相談をいただいております。

以上でございます。

○磯部委員

全国的にもそういうニュースなどもございますので、そういうあたりをきちんと対応していただいているということが確認できたので、今後ともそのあたりしっかりと

フォローしてさしあげていただきたいというふうに思っております。
以上です。

○河村委員

市営住宅の、要は除去というのを順番にこうやっていただいておりますが、番木台の市営住宅があるいね。あそこの道路を挟んだ北側に廃屋のような、昔でいうたら長屋の市営住宅みたいなんがあったんじゃないけど、あれは市営住宅じゃった。

○沖本建築住宅課長

市営住宅でございます。
以上です。

○河村委員

それは、要は除去する。今、入居者いないような気がしますが。

○沖本建築住宅課長

東領家住宅につきましては、用途廃止として、市営住宅等長寿命化計画に定めておりますので、いずれ解体いたします。
以上です。

○河村委員

だとするならば、ちょっと体裁が悪いんよ。あんなところにひょっとして今浮浪者とか侵入されても具合が悪い、そういう雰囲気もう出ているんで、撤去するならもうきちっと整理をしていただきたいと思います。
以上です。